

平成28年 第1回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 3月2日 開会

美 瑛 町 議 会

平成28年第1回美瑛町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成28年第1回美瑛町議会定例会

平成28年3月2日午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について(議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 (議案第 1 号) 美瑛町行政不服審査会条例の制定について
- 第 5 (議案第 2 号) 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の制定について
- 第 6 (議案第 3 号) 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 (議案第 4 号) 美瑛町白金クレール射撃場条例の制定について
- 第 8 議案第 1 号 美瑛町郷土学館条例の制定について
- 第 9 議案第 2 号 美瑛町副町長定数条例の一部改正について
- 第 10 議案第 3 号 美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正について
- 第 11 議案第 4 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 12 議案第 5 号 町税の減免に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 6 号 美瑛町農業振興条例の一部改正について
- 第 14 議案第 7 号 美瑛町営採草地に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 8 号 美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止について
- 第 16 議案第 9 号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 17 議案第 10 号 平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について
- 第 18 議案第 11 号 平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第 19 議案第 12 号 平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 第 20 議案第 13 号 平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第 21 議案第 14 号 平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第 22 議案第 15 号 平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第 23 議案第 26 号 美瑛町まちづくり総合計画の策定について
- 第 24 議案第 38 号 町道路線の廃止について
- 第 25 議案第 39 号 町道路線の認定について
- 第 26 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	太田	茂夫君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整課長	鈴木	貴久君
税務	課長	古本	彰君
住民	生活課長	山田	厚誠君
保健	福祉課長	小杉	昌敏君
保健	センター所長	中島	二郎君
保健	福祉課参事	田中	繁美君
経済	文化振興課長	嵯城	和彦君
文化	スポーツ推進室長	今瀧	毅君
農林	課長	大西	能正君
建設	水道課長	三田村	尚樹君
水道	整備室長	保田	仁君
町立	病院事務局長	平間	克哉君
総務	課財政係長	竹本	匡志君
教育	委員長	大西	宣充君
教育	長	千葉	茂美君
管理	課長	宮崎	敏行君
農業	委員会会長	川崎	章道君
農業	委員会事務局長	東本	浩昭君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	新村	猛君

○書記

事務局長 今野聖貴君  
係長 高島和浩君

---

開会挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） 皆さん、おはようございます。早いもので弥生、3月、この間1年が終わってですね1月になったかなと思ったらもう2月終わって3月、いよいよ定例会の時期となりました。今日はですね、全員のご出席をいただきました。心からお礼を申し上げたいと思います。先ほど連絡が入りまして、石井課長のお父様がお亡くなりになられたということで、今日出席をされておりますけども、課長については予算補正の説明後退席ということでよろしくお願いを申し上げたいと思います。また、今回から議会改革の一環として質問の形をですね選択制、あるいは執行者側にですね反問権を認めると、そのうち確認権であります。それを認めるという形で議会がますます活性化するように我々もですね、頑張ったいと思います。今後ともよろしくお願いを申し上げ、3月長丁場であります。体調にですね十分に注意されまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（濱田洋一議員） ただ今から、平成28年第1回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（濱田洋一議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の皆さまも起立をお願い申し上げます。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長から、本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 皆さん、おはようございます。平成28年第1回美瑛町議会定例会、全員の議員の皆さん方の出席を賜り開催をいただきましたことに、まずもってお礼を申し上げるところであります。今年、今日の新聞を見ますと雪が北海道は少ないと、温暖化の影響というようなことがありましたけども、美瑛町においては平年よりは雪は多い状況ではないかというふうに判断をしています。また、途中で雨が降るなどということで異様な感じもありますし、除雪関係者、そしてまた業者の方々にはご苦労も多いことと存じますけども、適切な作業を進めていただいているということで感謝をしているところでもあります。そんな中でもありますけども、宮様スキーマラソン、また雪遊びの広場、十勝岳の噴火総合防災訓練等、住民の方々に大変なお力をいただき、ボランティアの皆さん方にもご活躍をいただき取り組みを進めさせていただいたところでもあります。関係各位、また議員の皆さん方にも、スキーマラソンでの開会式等にご出席を賜り感謝をしているところであり、心からお礼を申し上げます。そんな行政運営を進めさせていただいているところでもありますけども、行政運営において町立病院の職員が逮捕されるという事件が発生をいたしました。議員協議会の中でも、今持つてる情報等を説明させていただいておりますけども、町といたしましては、こういう事件が発生したということに大変遺憾という判断をしており、皆さん方、町民の方々に心からお詫びを申し上げるところであります。大変ご迷惑をお掛けしております。

後ほど行政報告をさせていただきますが、本人の逮捕の案件については見えきらないところが多々ある、警察の方からもはっきりしたものはいただけてないということでもありますので、推移を見守っていききたいというふうに考えているところでもあります。今議会におきましては平成28年に向けての執行方針、また予算の提案をさせていただいております。平成27年は出来秋等迎えることができ、良い年というふうに判断をしているところでもありますけども、28年度におきましても住民の方々にとって良い1年になるように、また頑張っていきたいというふうに思いを持って執行方針、予算等を提案させていただきます。よろしくお願いを申し上げるところであります。

それでは、議案について説明をさせていただきますが、簡単に説明を申し上げますが、議案第1号については美瑛町の郷土学館条例の制定であります。郷土資料館ということで取り組みを進めてきましたが、美瑛町郷土学館の設置及び管理運営について条例の制定をお願いするものであります。

議案第2号につきましては、美瑛町副町長定数条例の一部改正であります。十勝岳の火山噴火の周期的な部分が近いというようなこと、また、さまざまな災害等が今発生してる状況であります。また地方創生といったことから、美瑛町のまちづくりの体制をしっかりと今の状況に対応できる、そういったものに確立をしていきたいということで、副町長2名体制とできる条例の改正についてお願いをするものであります。

議案第3号、美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正であります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を改正するものであります。

議案第4号、美瑛町税条例の一部改正であります。行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の施行に伴い本条例を改正をするものであります。

議案第5号につきましては、町税の減免に関する条例の一部改正であります。平成28年度税制改正大綱によって、一定の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い本条例を改正するものであります。

議案第6号、美瑛町農業振興条例の一部改正について及び議案第7号、美瑛町営採草地に関する条例の一部改正についてであります。農業協同組合法等を一部改正する法律の施行に伴い関連する規定を改正するものであります。

議案第8号、美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止であります。子ども子育て支援法の公布により、児童福祉法が改正され、あわせて子ども子育て支援法施行規則の中で保育の実施基準が具体的に規定されたことに伴い、新たに美瑛町保育に必要性の認定基準に関する規則を制定することから本条例を廃止させていただくものであります。

議案第9号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算であります。各事業について補正等をさせていただくべくお願いを申し上げます。各種事業費確定に伴うものや、村山の旧デッキ跡地の活用事業、年金生活者等支援臨時給付金支援事業、除雪対策事業、各公共施設の修繕費用等であります。

議案第10号につきましては、平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。過年度分国民健康保険税及び繰越金全額計上による一般会計繰出金の追加補正であります。

議案第11号、平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算については、老人保健施設運営費貸付金の減額及び繰越金全額計上による一般会計繰入金の減額補正であります。

議案第12号、平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についてであります。泉源加入負担金の増に伴う基金積立金の追加補正であります。

議案第13号、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。受益者負担金一括納付による負担金の増及び繰越金の全額計上による一般会計繰入金との財源調整であります。

議案第14号、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算についてであります。収益的収入及び支出は、事業費確定による予算額の整理で資本的収入及び支出では、工事請負金の確定による一般会計補助金及び工事負担金の減額についてであります。

議案第15号、平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算についてであります。収益的収支では給与費等の確定による減額で、収益的収入では入院患者数の減による入院収益の減額な



どであります。

資本的収入では医療機器購入費用等の確定による設備整備負担金等の減額であります。

議案第16号、平成28年度美瑛町一般会計予算についてから議案第23号、平成28年度美瑛町立病院事業会計予算についてまでの8件につきましては平成28年度の各会計予算案であります。

議案第24号及び議案第25号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年5月13日に任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。選任をお願いいたします南勉氏及び大波慶治氏ともに再任用をお願いをするものです。

議案第26号、美瑛町まちづくり総合計画の策定についてであります。本計画は本町が策定するあらゆる構想や計画の最上位に位置づけられるもので前計画の期間満了に伴い平成28年度から37年度までの新たな計画を策定する必要があることから、議会の議決をお願いするものであります。

議案第27号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてであります。本計画は過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき策定するもので前計画の期間満了に伴い、平成28年度から32年度までの新たな計画を策定する必要があることから、議会の議決をお願いするものであります。

議案第28号から議案第30号までの指定管理者の指定については、美瑛町福祉センターほか9施設について指定管理者を指定したいので議会の議決をお願いするものであります。議案第38号、町道路線の廃止について及び議案第39号、町道路線の認定についてであります。町道美園村山線について、旧村山デッカ跡地において計画されている企業及び今後の土地利用計画の上で、当該町道の終点を変更する必要があることから廃止及び認定について議会の議決をお願いするものであります。

報告第1号専決処分についてであります。平成27年第4回臨時会において議決されました請負契約について、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので報告をするものであります。以上、議案39件、報告1件につきましてご提案をさせていただきます。慎重なご審議をいただきお認めいただきますようお願いを申し上げてご挨拶とさせていただきます

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、5番佐藤晴観議員と、8番大坪正明議員を指名します。

---

諸般の報告

---

○議長（濱田洋一議員） これより、諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（濱田洋一議員） これで諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議会運営について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、本定例会の議会運営について福原輝美子議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、福原議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 福原 輝美子議員 登壇）

○委員長（福原輝美子議員） 皆さん、おはようございます。今回の議会は長丁場ですので、体調を整えて一生懸命頑張ってまいりましょう。議会運営について朗読をもってご報告いたします。

（報告書の朗読を省略する）

以上、ご報告申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月24日までの23日間と決定をしたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定をしました。本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

## 行政報告について

---

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 第1回定例会に伴う行政報告をさせていただきます。報告書をご覧ください。9件について報告をさせていただきます。

まず第1点がびえい雪遊び広場についてであります。1月30日から2月14日と長い期間でありますけども、期間中1050人、1千人を超える方々が来場いただきました。ふれあい館ラヴニール前エントランス広場において、町民ボランティアの方々により氷の滑り台や雪像を制作していただき、子どもたちに遊びの場を提供したという事業であります。毎年実行委員の皆さん方には大変なお力を発揮いただき、ご活躍をいただき、こういった住民の方々の主導による取り組みを進めていただいておりますことに心から感謝を申し上げるところであります。

続きまして、2の十勝岳噴火総合防災訓練であります。2月の15日、16日の2日間におたり、対象地区、白金地区、美沢地区で開催をさせていただきました。札幌管区气象台発表の訓練火山情報をもとに、美瑛町、上富良野町との合同訓練を17機関358名の参加により実施をさせていただいたところであります。また、危険区域住民につきましては392名、うち避難訓練参加者は202名、合わせますと約550名の方々に参加をいただいたの総合訓練ということであります。陸上自衛隊第120特科大隊、美瑛消防署、消防団、旭川東警察署が原野6線の美瑛川水防拠点施設を会場に火山性地震に伴う雪崩による施設倒壊を想定した負傷者の救助救出訓練等も実施をしたところあります。大変関係各機関の方々にはお力をいただき、意義ある防災訓練を進めさせていただきましたこと、心からお礼を申し上げ、また参加いただいた町民各位、関係者の方々に心からお礼を申し上げるところであります。

続きまして第3点であります。寛仁親王記念第39回丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン大会についてであります。2月20日土曜日、2月21日日曜日と、開会式、交歓会、本競技、表彰式を行わせていただきました。開会式に150名の方々に参加をいただきましたが、議員の皆さま、そしてまた町民関係者の皆さん方にご出席を賜りましたことに厚くお礼を申し上げるところであります。本競技につきましては、近年スキーマラソンに参加する方々が減少傾向でありましたけども、担当者、関係各位の努力により子供たちにも多く参加していただくというような取り組みも進めさせていただきました、昨年よりも多い人数について申し込み

をいただいた、922名の方に申し込みいただいたということでもあります。当日大変天候が悪化することが予想されて非常に心配したんですけども、当日は朝からある程度満足していただける走りのできる天候の中で行うことができた大変ありがたく思っているところであります。関係各位にお礼を申し上げるところであります。

続きまして全国大会の結果報告であります。4点目、平成27年度全国中学校体育大会、第53回全国中学校スキー大会、ノルディック競技でありますけども、2月4日、名寄市で全国大会が行われました。美瑛町から池邊刀那君、美瑛中学校3年生でありますけども、男子クロスカントリーで5kmフリーで第3位入賞とメダルをいただいて報告をいただいたところでもあります。大変日ごろの活動の成果が発揮されての素晴らしい成果だと心から敬意を申し上げ、お祝を申し上げたところでもあります。なお池邊君につきましては、新潟大会、今月ジュニアオリンピック大会があるということで、その大会にも参加をするということというふうに伺っています。頑張っていたきたいと町からも支援をしたところでもあります。

続きまして5点目、国勢調査の人口速報集計値であります。平成27年調査集計値につきましては、人口1万297人、前回平成22年が1万956人で659人の減、6%の減ということでもあります。5年に1度日本国内に住んでいる全ての人、世帯を調査するもので、平成27年10月1日現在の人口を取りまとめた集計値であります。今後地方創生というようなテーマも大きくクローズアップされております。美瑛町に住んでいただける、また美瑛町にお出でをいただける、そういったまちづくりをさらに進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

続きまして6点目、火災の発生についてであります。平成28年1月26日火曜日、午前7時頃でありますけども、五陵第5で法人経営の豚舎1282㎡において火災が発生し、内部の約3分の1を消失するとともに、育成豚66頭が被害にあったという内容であります。出火原因については現在調査中ですが、被害に遭った部分につきましては保険対応もされるということでもありますし、町からも見舞等をさせていただいたところでもあります。大変な思いをされたということでお見舞いを申し上げるところであります。

続きまして7点目、着氷着雪による町道の倒木被害であります。平成28年2月18日木曜日、被害路線は12路線にわたっております。パトロール、注意喚起看板設置、ショベル車による倒木の除去などを行ったところでもあります。通行止めについては2路線、北瑛旭第6線、北瑛旭線が通行止めになった経過がありますが、全路線復旧をしているところでもあります。今後とも、春の嵐というようなこともありますので、十分に注意をしながら、体制を整備しながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでもあります。

続きまして8点目、寄附の受領についてであります。寄附者につきましては、1点目、日本風景写真協会北海道支部支部長大橋則行様より寄附内容23万6千円、受領日は平成28年2

月12日であります。撮影及び観光マナー向上のため、美瑛町をよく撮影している協会だということで、撮影地の確保、また観光マナー向上のために23万6千円を使ってほしいということで寄附をいただいたところであります。何か美瑛町の風景を写して絵ハガキ等を作って、その売却収益をいただいたということの報告を受けております。心から感謝を申し上げます。

2点目の寄附者がLPガス協会美瑛分会様であります。構成につきましては美瑛町農業協同組合、菅原燃料店、株式会社美瑛プロパンセンターの構成でありますけども、各機関が日ごろから活動をしている、その入っている協会より美瑛町に、美瑛町のまちづくり振興ためということで4万8397円を寄附をいただいたところであります。受領日につきましては、平成28年2月29日であります。大変心からお礼を申し上げますところあります。

続きまして9点目、職員の逮捕についてであります。所属部署、町立病院放射線係、職名年齢、主査、在職17年11か月、年齢は48歳、逮捕年月日、平成28年2月22日、容疑の内容につきましては、官製談合防止法違反の疑いということであります。逮捕の要因ということで、今のところ私どももはっきりした内容は把握しておりません。当該職員は、平成10年4月より町立病院にて放射線技師として勤務をしておりましたが、警察の発表によりますと、平成23年に実施した磁気共鳴画像装置MRIの入札時に、特定の業者に落札させる入札の公正を害した疑いにより逮捕されたということでの警察からのお話をいただいているところあります。平成28年2月23日に役場応接室にて記者会見を開き、今回の事態について謝罪をするともに、現況を公表したところあります。なお、現在捜査中であります。新聞では何かコンピュータをもらったとか、賄賂性のようなことも言ってますけども、警察からは金銭の受領はなかったということで、今現在、私ども現在の状況を捉えているわけではありませんけれども、逮捕時の警察の情報の中では、本人は一部認定、一部否認をしているということありますので、この件については警察の取り調べ等が完全に終わってからまた町民の皆さん方に説明責任を果たしていく、議会の皆さん方にもそのような報告をさせていただきたいというふうに考えてますので、よろしくお願いを申し上げますところあります。

行政運営上におきましては、今後もコンプライアンスの強化、またチェック体制の強化、手続き等の可視化等、対策を実施していきたいということで今準備をしているところあります。以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで行政報告を終わります。

---

日程第4 (議案第1号) 美瑛町行政不服審査会条例の制定について

日程第5 (議案第2号) 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の制定について

日程第6 (議案第3号) 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

---

**○議長(濱田洋一議員)** 日程第4、(議案第1号)、美瑛町行政不服審査会条例の制定についての件、日程第5、(議案第2号)、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の制定についての件及び日程第6、(議案第3号)、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を一括議題とします。

(議案第1号)、(議案第2号)及び(議案第3号)について、角和浩幸総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

はい、角和総務文教常任委員会委員長。

(総務文教常任委員会委員長 角和 浩幸議員 登壇)

**○委員長(角和浩幸議員)** それでは、朗読をもって委員会の報告に代えさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長(濱田洋一議員)** これから、委員長報告に対する質疑を行います。まず、(議案第1号)についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、(議案第2号)について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、(議案第3号)について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、(議案第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(議案第1号)について討論を終わります。

次に、(議案第2号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(議案第2号)についての討論を終わります。

次に、(議案第3号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(議案第3号)についての討論を終わります。

これから日程第4、(議案第1号)の件を採決します。本件に対する委員長報告は可決であります。(議案第1号)、美瑛町行政不服審査会条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、(議案第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第5、(議案第2号)、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。(議案第2号)、条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、(議案第2号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第6、(議案第3号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第3号)、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、(議案第3号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7（議案第4号）美瑛町白金クレー射撃場条例の制定について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、（議案第4号）、美瑛町白金クレー射撃場条例の制定についての件を議題とします。（議案第4号）について、佐藤晴観産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、佐藤産業経済常任委員会委員長。

（産業経済常任委員会委員長 佐藤 晴観議員 登壇）

○委員長（佐藤晴観議員） 報告いたします。

（報告書の朗読を省略する）

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（濱田洋一議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、（議案第4号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。（議案第4号）、美瑛町白金クレー射撃場条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、（議案第4号）の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第1号 美瑛町郷土学館条例の制定について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第8、議案第1号、美瑛町郷土学館条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、今瀧文化スポーツ推進室長。



(文化スポーツ推進室長 今瀧 毅君 登壇)

○文化スポーツ推進室長(今瀧 毅君) おはようございます。議案第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の1頁から4頁になります。資料につきましては1頁から2頁になります。本年度整備を進めております郷土資料館につきましては、施設の名称を美瑛町郷土学館として、先人たちの努力と英知によって築き上げられた美瑛町の歴史、文化及び自然を後世に伝えていかなければなりません。郷土に対する知識と愛着をさらに深め、より豊かな町民生活を目指すために、郷土資料の収集、保管、展示はもとより、さまざまな郷土資料、天文台及び学習体験室等を活用した学習の場を提供するべく、本施設の管理運営について条例を制定するものです。最初に議案を朗読し、その後、条例制定の目的及び規定内容等の説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料によりご説明をいたしますので資料の1頁をお開きください。1の制定趣旨につきましては、前段ご説明をいたしましたので省略させていただきます。また、2の施設の概要及び3の施設の管理運営についても朗読を省略させていただきます。4の制定概要についてご説明申し上げます。本条例は、第1条の目的から第11条の施行規定までで構成されております。第1条では、本施設の目的を規定しております。第2条では、名称及び位置を規定しております。第3条では、本施設で行う事業を規定しております。第4条では、開館時間及び休館日を規定しております。第5条から第7条までは入館料及び利用料、利用料の減免、利用料の返還について規定しております。第8条では、入館の制限等について規定しております。第9条では、損害の賠償について規定しております。第10条では、本施設の管理の代行等について規定しております。第11条では、規則への委任を規定しております。附則の第1項は、施行期日を定めております。附則の第2項は、美瑛町郷土資料館条例の廃止を規定しております。附則の第3項では経過措置について規定しております。資料の説明を終わります。議案集の3頁にお戻りください。下段から9行目になります。附則、施行期日、第1項、この条例は、平成28年7月1日から施行する。以下、第2項及び第3項、4頁の別表の朗読は省略させていただきます。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。議案第1号に対する総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第8、議案第1号は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることと決定をしました。

---

日程第9 議案第2号 美瑛町副町長定数条例の一部改正について

---

**○議長（濱田洋一議員）** 日程第9、議案第2号、美瑛町副町長定数条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

**○総務課長（石井典夫君）** おはようございます。議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の5頁をお開き願います。条例改正の要旨は資料の3頁、新旧対照表は4頁になります。今回の条例改正は、十勝岳火山防災対策をはじめ、多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう、防災体制の充実強化と地方創生、そして戦略的情報発信など組織体制の強化を目的に、副町長を2名体制とできるよう本条例を改正するものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。

改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、7番野村議員。

**○7番（野村祐司議員）** 7番野村です。よろしくお願いたします。議案第2号について、より詳細な所見を求めるものでありますので、よろしくお願いたします。今回の改正につきましては、町長の外務あるいは公務、危機管理の体制整備を大きな要因とするということでありまして、それを補佐する副町長が多忙化を極めているというような要因も一つでありますし、今後2名体制になればですね権限が分散する。そうすると、業務が逆に効率化を阻害するのではないかと。こういうところが危惧するところではありますが、まずこの点について所見を伺うものであります。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） この件につきましては、議員の皆さん方にもいくつか町としての考え方を述べながら、今日提案のところに入ったということで、議員の皆さん方にはいろいろとご指導いただいてまいりましたことにお礼を申し上げます。今2名体制のことでということで、その権限の関係というご指摘をいただきましたが、少し私の全体のお話をさせていただいてからということでお願いを申し上げます。基本的には今回の対策につきましては、ご挨拶でも述べさせていただきましたが、30年周期と言われる十勝岳等の大きな災害等にまちづくりの体制、特に防災という部分で行政がしっかりとした対応できていたかどうかと。そして、何かあったときに対処ができるかどうかということや、それを常日頃考えてきたところについて、その解決策として提案を申し上げるところであります。町長に就任をさせていただいて17年ということになりますけれども、当初はですね理事者というのは3名体制でありました。町長、副町長、あときは助役ということと、それから収入役というのがいて、その特別職というところから役場の運営というのを進めさせていただいたところあります。途中から、数年前から国の制度見直しで収入役が廃止されるということで、会計管理者という課長同格というような形での制度と変わってですね、そういった部分では非常に体制が変わったということあります。そんな中で、ずっと私自身の方でも考えてきたところありますけれども、2014年の9月27日の御嶽の噴火等がありました。御嶽の噴火のときにですね、私も実はあの御嶽、美しい村連合の仲間のところも所属する部分もあり、非常に興味深く、またそういった対応について我が町のこととして視察等、話等も伺ってきたところあります。そうすると、やはり噴火における対応ってというのが、起きてからというだけの部分がいかに危険かと、つまり起きる前からどのような形で準備をするかというのが重要な案件だということ、これは常日頃から言われていることありますけれども、現場の中でそのことが問われ続けていました。住民からも、それから国の機関からも一体そういう体制ができていたのかどうかということの論議がけんけんがくがくとされ、そしてまた、住民の運動の活動の部分については、今までここで観光客の方々と相手に商売をしていたのに全くできなくなってということで、必要な声も伺ってきたところあります。また、そういった部分でですね東日本の大震災等もありますけれども、こういった部分について、やはり災害に対する防災というのは民間の方にお任せするようなものでもありませんし、そしてまたボランティアの方々に主役となってお願いするものではなく、行政が関係機関と常に連携をし合って、そして取り組んでいく最重要課題だということについて改めて認識をしたところあります。御嶽の噴火の後にですね消防庁と総務省等にも足を運びまして、10年来私としては大きな課題であった美瑛町の望岳台においても、シェルター建設についてもお認めをいただき、補助事業化させていただき建設をする。28年度に建設ができるということまでこぎつけたところあります。その段に当たりましては、鹿児島で民間の方々がや

ってるシェルターのようなものも視察をさせていただき、その運用等も見てきたと、学んできたところでもありますけども、こういった美瑛町の災害体制、特に十勝岳の噴火体制については、相当やはり我々はさらに確立をしていかなきゃならんという部分を強く持ってます。具体的なですね、一つは外部との専門的な連携であります。実は町長も今、携帯電話にホットラインというのがいくつも入っています。気象庁、気象台、それから自衛隊さん、警察、こういった方とのホットラインがありますけども、町長が業務を遂行する上ですらホットラインをいただいて、それから職員に指示をするというようなことでは、応急対策はやはり不測なものになるということは目に見えてるというふうに思っています。それから、専門的な連携をするためには、やはり町長が何かあるときに連携するというのではなくて、専門的に対応する人間が権限を持って、つまり向こうの方もですね権限のない人にいくら話してもってという連携の部分で非常に壁があります。町長についてはこういうふうに話をするけども、職員の方にここまで言ったら職員の方に責任過大になってしまうんというような案件が発生する、そういったことを経験してきてますんで、そういった外部との専門的な交渉連携、そして要請体制を作っていくということが必要だというふうに思っています。それからもう一つは、やはり内部の指示体制、そして活動系統の確保であります。内部の部分につきましても、今、町長、副町長という理事が町政運営の責任を持って運営をしているところでもありますけども、やはり職員に指示系統を出すためには、的確な情報を責任を持って、そして権限を持って指示する。そしてまた、その指示についての事項を確認するという体制が必要であります。町長が何か業務をしていて災害があったら戻ってきてこうこうだという前に、やはりそういう体制が必要であるということで、責任を持った人間の配置をお願いをさせていただきたいというふうに考えているところであります。上富良野町との違いについて以前も申し上げましたが、上富良野は自衛隊さんが町の中に常駐して、常に自衛隊さんと連携する部署をつくって、上富良野さんにおいては自衛隊のOBの職員が役場の中に席を持っているという形を取っていますが、美瑛町としてはそういう体制にもなっていないので、そういった連携の部分の体制について美瑛町なりの体制を固めていきたいということで、噴火がいつあるか分からんという秒読み段階、また分読み段階、時間読み段階というふうについていつのことか分かりませんが、そういったことを見通しての体制整備だということでご理解をいただきたいと思います。28年度は今全国で2か所が指示される避難計画、国は避難計画を指定した地域で作ってくれと、作りなさいという方向性を打ち出してますけども、美瑛町はそういった部分についてはモデル地域として、全国2か所のうちのモデル地域として指示されて指定されています。そういった面も、そういった国の行動等も取り込むためにも体制のしっかりした整備をして受け入れしていきたいと、受け入れ体制を作って行きたいということでご理解をいただきたいというふうに思っています。また一方で地方創生という、先ほども国勢調査の話もさせていただきましたけども、情報の発信ですとか

情報の確認、そしてまたまちづくりの連携でも行政だけでは事業を進めていけない、地方創生というテーマに対して非常に行政だけという部分ではなかなか進まない部分について、役割を分担しながら民間の方々が、そして町内の方々と連携するまちづくりを進めていく、そういった業務等についても分担をさせていきたいというふうに考えているところであります。議員からご指摘いただきました2名体制の部分については権限、そしてまた分担の適正な整理をさせていただいて、そして町長としても三位一体としての体制を作って、あらゆる対応をしていきたいということで、この部分については役割分担をしっかりしていくというご理解をいただいで進めさせていただければというふうに思っているところであります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) 今、災害による体制の整備というのは十分認識をできますので、加えてですね決裁承認ということで、今、町長の方からしっかりやるぞと、確実に区分するんだということでもありますけど、この決裁体系を明確に区分することによって仕事がどっちかに偏ってしまうことがありますので、これらについてはやはり副町長2名が体制が作ったとすれば、お互いに情報を共有するのとかというところが危惧するところではありますが、これについてお答えをいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、今、野村議員さんからどういった形でと、連携させるんだということでもありますけども、実は私も町長に就任してから、これは町長としての組織運営の基本だということで、1週間に朝早く早朝にですね関係する、当然理事はもちろんでありますけども、行政一般の全般の部分に対応している課長にも集まっただき情報交換を毎週しています。そういう部分からすると、情報交換の密度は美瑛町においては相当高いものがあるというふうに思ってますし、今後もそういった部分についてしっかりと体制を維持しながら、必要であればそういった協議、連携等について回数等も増やししながら取り組んでいくべきだというふうに判断をしています。内容について、今後の業務分担等についての役割分担については議員の皆さん方にもまた説明責任等がありますので、町民の皆さん方に説明させていただくような形で提案をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) 最後でありますけど、いわゆる組織の改変の一つにもなりますので、体制を整備することによって町民の満足度を上げるというのが最大の要因じゃないかと思うんですが、合わせて職員の皆さんの労働生産性も上げていくんだと。そして、町民の皆さんに

それぞれ貢献をするんだということも大きな要因としてあると考えております。ちょっと重複するかもしれませんが、同じ職務権限を持つ者が2名いることによって、いわゆる職場が、あるいは組織が偏ってはしないかというところが危惧するところでありますので、これは組織については十分対応をお願いしたいと思っております。合わせて、どうしても町民目線から見てやはり分かりやすい、相談しやすい、こんな体制っていうのが行政組織に求められておりますので、これらについても私の方から意見を申し上げまして質問を終了いたします。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、今回の提案につきましては2名以内ということでご理解いただきたいと思っております。噴火の部分について气象台の方から非常に情報がこういう状況だよということが入ってくる、そういう次期に我々は来ているというふうに判断をして情報も受け取っておりますので、そういう意味では2名を常に2名体制ということではないということは、これは理解をしていただきたいというふうに思っています。それから、職員の部分につきましてもですね、今、国は地方自治法の制度見直し等を検討しているということで、提案等がされるというふうに見てはいますけれども、組織の内部統制というその見方、つまり、自治体組織の運営についての基準的な、基本的な部分をいくつか見直すという状況を見据えています。そうしますと、今日もお話をさせてお詫びを申し上げましたけれども、例えば職員の不祥事ですとか、それから業務上の不手際、こういった部分についてのチェックということが非常にまたさらに強化されるということになっていくというふうに思っています。そういう部分からも体制の整備という今回の部分については有用なことになっていく、そんな思いもしているところであります。そんな状況も含めてですね2名以内ということでの対応ということで説明の責任を果たしながら、また職員の方も不安は、もしこのことが適用になると戸惑い等の部分も発生するというふうなところは予想されますので、何かやりますと良い面と悪い面とが出ますので、その部分の悪い面については課長会議等、そしてまた職員の意見を聞く、また我々も他の町村で行っているこういった体制の部分について学びながら、この体制の確立をしていきたいというふうに思っています。ちなみにですね副町長を増やしたということで、その部分の経費が上がるということではないということは理解していただきたいと思っております。今の役場組織の中の業務の分担制を変えることによって、副町長が1人ぼこんと給料がその分増えるということではなくて、経費については最小限の経費によってこの体制を整備していきたいということですから、この辺についてもですね、今、機構の部分についての人事配置についての案件等、また定例会の最後には皆さん方にも情報をお話することになると思っておりますけれども、その段階でも提示させていただくようなことにさせていただきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「はい」の声）

はい、13番杉山議員。

○13番（杉山勝雄議員） 13番杉山です。私は、12月の議会でも質問をさせていただきましたけれども、引き続きこの件について質問をしたいと思っております。あのときには町長の業務の多様化ですとか、今日も強調されておりますけれども防災体制の強化ということが挙げられておりました。そこで、質問の後ですね、いろいろ町民からも意見をいただいておりますけれども、なかなか副町長2人体制については町民の理解を得られているというふうには受け取っておりません。実際に2人体制が必要か疑問だと、不要でないかと。また、町長の出張そのものも非常に多すぎるのではないかと、いった声が聞かれます。そこで今日、改めて質問をしたいんですけれども、この出張が多過ぎるという声に対してどのように考えておられるか。町長はもっと地元に残って仕事をすべきでないのかと。これだけ町長が不在がちだというのは、それ自体がやはり問題ではないのかという声に対して町長自身がどのように受け止められて、どのようにこの分野での解決策と言いますか、対応があるのかということをお願いしたいなというふうに思っております。やはり、あのときの試算で約半数、日数にすれば半数地元におられないという状況の中で、やはりそれだけ地元が目配りができないというのは職場の環境においても、また、町民のニーズを受け止めていくという点においても、いろいろ問題って言いますか、差し障りが出てきはしないか。その辺も非常に気掛かりであります。やっぱり町長であってこそその目配りですとか、職員と一緒におられる、そういう職場環境、その中でやはり緊張感ですとか、職場環境、雰囲気、士気等々も含めてですね、町長の目配りというものが必要なのではないかなというふうに率直にその点については考えているところです。もう一つはですね、今も盛んに強調されておりました防災体制の強化でありますけれども、それ自体は緊急必要不可欠な体制であるというふうに私自身も捉えています。ただですね、役場機構の中で、美瑛町の規模くらいの中で、ここで改めて2人体制を敷かなければならないという、そういう必要性がどこから見えるのかなと。防災体制、これ自体は既に美瑛町としても、既に今体制強化していなければならぬ課題だというふうに思うんですね。ですから、そこを副町長を置いてその体制を強化しなければならぬという必要性と言いますか、そのことについてはもっと説明が必要かなというふうに思っております。そして、今の野村議員に対する答弁の中でありましたけれども、2名以内という表現っていうのは、この条例は、結局、防災体制の任務、課題が解消されれば、改めて以前の体制に戻すということをやっていることなのか。その点について、確認の意味で質問したいと思います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 町長という仕事、やってみるかやってみないかでだいぶ変わると思います。町長の仕事で役場にいればいいじゃないかという、そういう論議っていうのはいろいろ分かれるところだというふうに思ってますけれども、それぞれ職場に置かれた責務、そして役割、そしてまちづくり、会社で言えば会社がどういうふうに経営していくんだ、どういうお客さんを選ぶんだ、そしてまた、どういうふうに維持されるんだというような部分からすると、町の中において、それで業務が終わるということではありません。そういう意味では町長が先頭に立って、例えば農業関係でも、商工関係でも、また、先ほどの防災でも総務省に行ったりなんかするようなことも多くあります。さらにまた、学校教育等の関係でも道や国の方にも行ったりすることもあります。それをしないで座っていれば、じゃあどうなんだということで、目論む事業ができないだけです。そういう意味では、やはりご理解をいただきたいのは、町長という職務を遂行する上で、それなりの役割があつて、そして仕事があり、その必要性に基づいて町長が外に行つて仕事をしていると。そして、その事業を先ほど補佐するのが副町長であり、そしてまた、その下に課長を中心とした職員がいるという体制付けでご理解をいただきたいというふうに思っています。何か町長が無駄な出張をしているのではないかというようなご質問いただいたような気がしていますけれども、決してそのようなことはないということでご理解をいただきたい。まちづくりを進めているんだと、真剣な町長としての思い、そして行動について議員としても温かいご理解をいただければなというふうに思っているところであり、それから、防災体制でどうなんだと、こういった体制が他の町と何が違うんだということでもありますけれど、決定的に違うのは十勝岳であります。決定的に違います。この十勝岳の部分です、もし御嶽のようなことがあれば裁判沙汰にもなっていくと思います。本当に例えば登山をする方々に情報を与えることができたのかとか、美瑛町としてこういう必要な体制をとっていたのかとか、そういった部分のことがやはり問われていくことになると思います。大震災でも、やはり電力会社の方々も裁判というような状況にもなっています。そのときに我々はこうやってできることやったんだという体制をやはりつくるのが、今回の私どもの提案だというふうにご理解をいただきたいと思っています。住民の方々の当然安全にも直接かわる問題でありますので、私どもとしてはこういう体制をとらせていただきたいということで、今回、議員の皆さん方にご理解いただくべく提案をさせていただいているところであります。それから、2名以内ということでもありますけれども、この部分についてはやはり臨機応変に対応すべきだというふうに思っています。今回の部分については、防災という十勝岳の状況を踏まえての体制整備だということを強調しておりますので、こういった部分について状況が変わってくれば、それはまたそれなりの対応となるというふうに考えているというふうにも判断をしています。以上であります。

（「はい」の声）



○議長（濱田洋一議員） はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。今回の副町長2人制についてですね、資料として私は副町長の外勤と出張の一覧、これをいただきました。拝見しました。その中を見ますと、4月から2月末の記録ですけれども140日ですね、記録があるわけですね。その中でですね東京や札幌及び海外出張は、延べ21日間となっております。したがって、残り120日、119日ですか、120日余りが町内と旭川近辺の外勤なんですね。いずれも時間は2、3時間です。ところが、このうちの40日間、120日間のうちの40日間は、これは土日のお仕事っ言うかね、イベントだとかスポーツ大会だとか、この中にはお付き合いも入っているようです。これ40日っていうのは、かなりやはり個人的な負担になっているのかなと思っております。こうした休日出勤の見直しをする、イベントだとか会合だとか、そういうことは見直しをする必要があるのではないのでしょうか。また、代行できるか、しっかり検討することが必要だと思いますが、そういった観点で検討されたことはございますか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 町長も土日の部分では何日出ているかというようなこととお話し出すと切りのない話になりますんで、まちづくりの中で例えばこういう行事があるよ、休日でもこういう行事がある。町長はそちらの方に先にお話をいただいたり、優先順位でそう行きます。その時に後の方から来られた案件については副町長が行ったり、副町長で間に合わないときは担当課長というようなことが多々あります。こんな形でまちづくりのこの部分で土日の部分等があるということですので、これはまたこれで特別職としては受けていく業務だというふうに思っています。そこが今回の体制に直接結びつくということではありませんので、今回についてはやはり美瑛町においての特殊要因である十勝岳の部分について、非常に情報も多くなり、そして国の避難計画策定の指定地域にもなってきたということで、この部分について住民の方、そして美瑛町にお出でいただく、十勝岳に登山をされるような方々への体制の確立をしていきたいと。そしてまた、ハードとしてのシェルターなんかも建設していきますので、こういった部分の有効な活用と適正にしていきたいということでの提案でありますので、日曜日の業務がどうということではないということをご理解いただきたいと思えます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。十勝岳の防災関係は、これは重要で私も認識しております。しかし、この土日のですねイベントだとか、そういうお付き合い、スポーツ大会よりもですね、重なった場合ですけれども十勝岳の防災の方が優先するべきではないでしょうか。町長、副町長と言えども、もちろんスーパーマンではありません。そこでですね、この休日出

勤に対して代休だとか有給休暇の活用、こういったことは実際どうなっているのでしょうか。簡単にご説明ください。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 特別職については、有給とかそういったものはありませんので、基本的には出て、そして出席して何ぼということで組んでるということでもありますのでご理解いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番、中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、分かりました。それでですね、北海道の144町村のうち、副町長を置いているところは2名なんですね。2人体制は。2名体制は5つです。5つの町です。わずかに4パーセントなんですね。この町の人口1万いくらの町に2人というのは、やはり過大ではないかなと思うわけでありまして。やはり、できるだけですね不要な間口は広げずに、やっぱり1人体制の中でやはりできる範囲でやっぱりやっていくべきではないかというのは、私の意見でありますけども、町民の意見でもあります。町長の見解を伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、町民の方々の意見ということで質問をされるわけでありましてけども、私も町民の方々の意見を聞いてこういった提案をさせていただいていますので、議員がお聞きになる町民の声と私が聞く町民の声と、これはいろいろありますので、質問のときにですね町民のみんな反対しているような、そういう議論をされるのはちょっといささか課題があるんじゃないかと。やはり議員の声として質問をしていただくことが必要でないかというふうに思っています。そんな中で今回、私どもやはり議員ご指摘のとおり、副町長2人とするということについて、やはり町民の方々に説明しながらやっていくことが必要だと。そのためには経費の部分で、この副町長を置くことによって丸々経費が増えるようなことでなくて、役場内の組織の業務の見直しによって最少の経費でやれる形、このことについて協議をし、議員の皆さん方には説明をさせていただきながらここまで来たところでありまして、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。やれる範囲でやればよいという業務ではありません。できるだけのことをやるという業務です。そのことをご理解いただければ、この提案の内容は理解していただけないと思います。以上であります。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） はい、9番角和です。多くの議員の方々が質問しましたので、重複を避ける意味でなるべく端的にお尋ねをさせていただきたいと思います。防災への備えというその1点につきましては、なるほどなと理解できるところもございます。ただですね、防災だけではない。その他の職務もちろん担当していかれるだろうと思いますので、その面から1点だけ組織運営という、その点からご質問させていただきたいと思います。一般論でございますけれども管理職が、ポストが増えれば、その分組織としては重たくなっていくということと言えます。私もかつて組織の中で働いておりましたので、新たな管理職ポストが増えるということは、下の者からすれば決裁の手間もふえる。また、指揮命令系統が複数化することにより決定が遅れてしまうというような面も身を持って経験してきた部分でございます。職員の方々、少数精鋭で業務に当たられております。だんだんと人口減少に伴いまして、職員数も減ってきております。そのような中で1つではありますけれども、管理職のポストを増やすということは、一般職員の方々への職務がより重たくなる、負担も掛かってくるのかなと思うところであります。2人制が恒常的な2人ではないよというご答弁もございますけれども、もし2人が続くとなると、じわじわと職場への影響が出てくるのではないかなというような懸念も感じているところでございます。そうした懸念と言いますか、心配を払拭するということはですね、ただ副町長というポストを2つにしますよと、ポストを1つ作りますということではなくてですね、現在の組織のあり方を見直すということと合わせて、新たなポストを作るということを取り組まれると、不安の払拭にもつながるかなと思っております。大胆な機構改革と合わせて、このような副町長2人という体制を提案していく、そういうような手続があってもいいのかなと思いますけれども、町長のお考えをお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） はい、組織運営の部分については、最初に野村議員さんの方からもご指摘がいただきましたが、この辺についてはやはり職員の方も新しい理事者の体制ができるわけでありまして、この部分についていろいろと不安になるような部分もあるというふうに理解をしています。この辺については先ほども述べさせていただきましたとおり、十分に話し合いをし、そしてまた適正な業務の執行ができる体制をとっていきたいというふうに考えています。ある程度、何か事業に取り組みますと、その部分とはまた相反する部分で心配がおきたり、不安がおきる。つまり、今までの部分で経験していないところが生まれるわけでありまして、いろんなことが予測されて、それが議論となりますけれども、実はそういうことをちゃんと乗り越えて、そして組織を運営したり、まちづくりをしていくということが1番重要なことだというふうに思っています。今回の部分については、ぜひともご理解をいただきたいと思いますが、我々も住民の方々、そしてまた、まちづくりをしっかりと進めるうえでも、この防災体制の確

立、地方創生の部分等も含めて、今回の提案を皆さん方にご理解いただきたいということで説明をさせていただいてきたところでもあります。組織運営についてはですね、今の段階で角和議員ご指摘の機構を全体を変えるということについてはですね、一緒に何かやりますと、それこそまた混乱というようなことも予想されますので、今まで組織のあり方の見直しはずっと継続してやってきて体制を確立してきたところでもありますから、今の体制をさらにまた生かしている、そういう理事者側の対応、理事者側のチームワークを作っていきたいと。そして、職員と協力していきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（濱田洋一議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論はなしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町副町長定数条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱田洋一議員） 11時5分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時51分）

再開宣告（午前11時05分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

---

日程第10 議案第3号 美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第10、議案第3号、美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の6頁をお開きいただきたいと思います。条例改正の要旨は資料の5頁になります。新旧対照表は6頁から9頁までになります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法

律、平成26年法律第34号が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例の条項を整備するものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

改正条例全文についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第4号 美瑛町税条例の一部改正について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第11、議案第4号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、古本税務課長。

(税務課長 古本 彰君 登壇)

○税務課長(古本 彰君) 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては7頁、条例改正の要旨は資料の10頁、新旧対照表については資料の11頁になります。今回の条例改正につきましては、行政不服審査法、平成26年法律第68号が平成26年6月13日に、行政不服審査法施行令、平成27年政令第391号が平成27年11月26日にそれぞれ公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されることにより、美瑛町税条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、行政不服審査法等の施行により異議申し立て、審査請求の2本立てであった不服申し立て手続が、審査請求に一元化されることに伴う文言の整備を行うものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につ

きましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明させていただきます。資料の10頁でございます。なお、文末の括弧内は該当する条番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表は資料の11頁になりますのでご参照願います。改正の概要につきましては、先ほど説明しましたとおり、行政不服審査法等の施行により2本立てであった不服申立て手続きが審査請求に一元化されることに伴い、第18条の2、災害等による期限の延長に関する規定中、文言の整備を行うものです。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第5号 町税の減免に関する条例の一部改正について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第12、議案第5号、町税の減免に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、古本税務課長。

(税務課長 古本 彰君 登壇)

○税務課長(古本 彰君) 議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては8頁から9頁、条例改正要旨は資料の12頁、新旧対照表については資料の13頁から14頁までになります。今回の条例改正につきましては、平成28年度税制改正大綱において、一定の手続きにおける個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことにより、

町税の減免に関する条例の一部を改正するものであります。改正の概要につきましては、平成28年1月以降に地方税当局が申告、申請等を受ける手続においては、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることとなりますが、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の負担を軽減するために、個人番号記載の対象書類を見直すとともに、一定の場合において個人番号の記載を不要とする規定の整備を行うものです。最初に議案を朗読させていただきます、その後改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正の内容を資料の改正要旨によりご説明させていただきますので、資料の12頁をお開き願います。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する条番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表につきましては資料の13頁から14頁までになりますのでご参照願います。改正の概要につきましては、先ほど説明しましたとおり、一定の手続きにおける個人番号の利用の取扱いの見直しにより、個人番号の記載を不要にすることによって、本人確認手続きなどの負担を軽減するためのものであり、町民税及び特別土地保有税の減免申請について減免を受けようとする場合の申請書に記載が必要としていた個人番号の記載を不要とする規定の整備を行うものです。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第5号の件を採決します。議案第5号、町税の減免に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第6号 美瑛町農業振興条例の一部改正について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第13、議案第6号、美瑛町農業振興条例の一部改正についての

件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西 能正君 登壇)

**○農林課長(大西能正君)** それでは、私の方から議案第6号の提案理由につきましてご説明をさせていただきます。議案集につきましては10頁になります。別冊の資料は要旨につきましては15頁、新旧対照表につきましては16頁になります。提案理由でございますけれども、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、平成27年法律第63号が交付されたことに伴い、農業生産法人の名称が農地所有適格法人に改正され、平成28年4月1日に施行されることになったことに伴い、美瑛町農業振興条例の一部の文言を修正する必要性が生じたことから改正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料につきましての説明は省略をさせていただきます。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長(濱田洋一議員)** これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町農業振興条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第7号 美瑛町営採草地に関する条例の一部改正について

---

**○議長(濱田洋一議員)** 日程第14、議案第7号、美瑛町営採草地に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、大西農林課長。



(農林課長 大西 能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては11頁になります。別冊資料は要旨が17頁、新旧対照表が18頁になります。提案理由でございますけれども、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、平成27年法律第63号が交付されたことに伴い、農業生産法人の名称が農地所有適格法人に改正され、平成28年4月1日に施行されるため、それに伴う文言を改正するものでございます。それでは、初めに議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の説明は省略をさせていただきます。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程第14、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町営採草地に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第8号 美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止について

---

○議長(濱田洋一議員) 日程第15、議案第8号、美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、小杉保健福祉課長。

(保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇)

○保健福祉課長(小杉昌敏君) 議案第8号、美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては12頁になります。美瑛町保育所の保育の実施に関する条例につきましては、児童福祉法第24条の規定に基

づき政令で定める基準に従い、条例で保育に欠ける要件である保育の実施基準を定めていたところではありますが、子ども子育て支援法の制定に伴い児童福祉法が改正され、これまで保育の実施に変わり、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みに変更となったところでもあります。保育の必要性の認定基準は内閣府令において規定されており、市町村において条例化の必要性はなく、地域実情に合わせて市町村が規則等で定めることとなり、本条例に替わり保育の必要性の認定基準に関する規則を制定することから、本条例を廃止するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これから質疑を行います。廃止条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

**○議長（濱田洋一議員）** 午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時27分）

再開宣告（午後1時00分）

---

日程第16 議案第9号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第17 議案第10号 平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第18 議案第11号 平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

日程第19 議案第12号 平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第20 議案第13号 平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第21 議案第14号 平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第22 議案第15号 平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

---

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。日程第16、議案第9号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第17、議案第10号、平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件、日程第18、議案第11号、平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件、日程第19、議案第12号、平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第20、議案第13号、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第21、議案第14号、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件及び日程第22、議案第15号、平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題といたします。これより各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は13頁から64頁になります。今回の補正予算につきましては、各種事業費確定による歳入歳出予算の整理、公共施設等の修繕及び緊急性のある備品購入費等の追加、民有林環境保全基金で取得した民有林の購入費の追加、旧村山デッキ跡地利活用に係る用地調査費の追加、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業など、国の補正予算に対応する事業費の追加、まちづくり寄附金の基金等への積み立てなどがございます。それでは議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の29頁をお開き願います。歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額342万7千円の追加でございます。まず、(1)の職員手当につきましては、会計間移動及び超過勤務の増に伴う追加でございます。1694万3千円の追加でございます。(2)から(4)、職員共済費から退職手当組合負担金までについては、負担率の変更等による調整になります。第2目一般管理費、補正額274万円の減額補正でございます。臨時職員賃金の減、これにつきましては職員数の減によるもの、それから消耗品、それから通信運搬費については、まちづくり寄附及びコピー使用料の増に伴う追加でございます。第3目広聴広報費、補正額49万3千円の追加でございます。広報取材用カメラの故障による備品購入費の追加でございます。49万3千円でございます。第5目財産管理費、補正額3721万9千円の追加でございます。まず、1点目の村山旧デッキ跡地活用に向けた調査費550万円でございます。それから(2)につきましては財産維持管理事業でございますが、栄町2丁目9番16号でございますけれども、土地それから建物、これらについて土地開発基金で取得していたものについて今回、

一般会計で取得をするものでございます。1338万5千円。それから(3)の庁舎維持管理事業でございますが、1点目は議場の音響施設更新に係る改修費、それから庁舎の温水ボイラーの修繕等になります。備品購入につきましては、4階委員会室の会議用テーブルの更新でございます。続きまして31頁、32頁になります。第6目情報管理費、補正額1295万7千円の追加でございます。社会保障・税番号制度システム整備事業、個人番号カード交付業務量の増に伴う負担金の追加でございます。177万5千円。それから、2点目の情報セキュリティ強化対策、これにつきましては国の補正予算を活用し、繰越明許事業としてですね個人情報を含む業務データのセキュリティ強化を図るための追加でございます。1118万2千円でございます。続きまして第7目地域振興費、補正額829万6千円の減額でございます。(1)のまちづくり委員会事業から(8)の白金エリア基本計画策定事業まで、事業費確定に伴う減額でございます。第12目諸費、補正額83万4千円の減額補正でございます。(1)の美瑛高等学校教育環境振興補助事業については、補助金確定に伴う整理でございます。2点目のまちづくり寄附管理事業については、ふるさと納税件数増に伴う返品等の追加でございます。続きまして33頁、34頁になります。第2項徴税费、補正額36万5千円の減額でございます。上川広域滞納整理機構の負担金が確定したことに伴う予算の整理でございます。第3項戸籍住民登録費、補正額91万円の追加でございます。個人番号カード等の裏書き印字システムの購入費の追加でございます。第5項統計調査費、補正額31万円の減額でございます。国勢調査の執行額確定に伴う予算の整理でございます。続きまして35頁、36頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額5635万7千円の追加でございます。まず(1)でございますが、国が実施いたします、国の補正予算で実施いたします年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費の追加でございます。なお、この執行に当たっては繰越事業となります。それから(2)の準要保護世帯等法外援護事業、これにつきましては事業費確定に伴う予算の整理です。(3)の臨時福祉給付金支給事業についても実績見込みに伴う予算の整理ということになります。第2目高齢者福祉費、補正額883万8千円の減額補正でございます。(1)の緊急通報システム運営事業については、設置及び撤去件数増に伴う予算の追加でございます。4万5千円の追加。(2)の介護サービス利用料軽減助成事業、これにつきましては平成26年度の国の補正予算になります経済対策予算で執行したことによる27年分の予算の減額でございます。700万円の減。(3)高齢者事業団補助事業、これにつきましては事業団の収支確定に伴う補助金の整理でございます。(4)のくらし援助サービス事業については、利用者増に伴う予算の追加でございます。第3目、障害者福祉費、補正額216万6千円の追加です。(1)の障害者自立支援給付費、サービス利用の減による給付費の減でございます。500万円の減額。(2)の障害児施設措置費については、サービス利用増に伴う措置費の追加、750万円の追加。(3)の障害者就労継続支援事業所整備事業については、事業費確定に伴う

整理でございます。続きまして37頁、38頁になります。第4目、福祉センター費、補正額66万1千円の減額でございます。燃料単価値下げに伴う燃料費の整理でございます。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額933万円の減額でございます。児童手当につきまして、給付人数の確定に伴う予算の整理です。第2目保育所費、補正額18万1千円の追加でございます。燃料費については単価値下げに伴う整理、100万円の減額です。手数料から保育所備品購入費までについては配水管の清掃、それから幼児用机、椅子の購入及び広域保育委託料等の追加でございます。第3目へき地保育所費、補正予算につきましてはございませんが、制度改正に伴う財源の調整でございます。第5目児童館費、補正額33万2千円の追加でございます。児童館の照明機器及び室内の壁紙等の張り替え費用の追加でございます。続きまして39頁、40頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額318万5千円の減額でございます。(1)、(2)いずれも執行額確定に伴う予算の整理でございます。第2目保健指導費、補正額160万円の減額でございます。執行額確定に伴う予算の整理でございます。第3目予防費、補正額690万7千円の減額です。(1)、(2)については、執行額確定に伴う予算の整理でございます。(3)の後期高齢者健診事業については、受診者増に伴う予算の追加です。18万円の追加です。第4目保健センター費、補正額100万円の減額でございます。燃料単価値下げに伴う保健センターの燃料費の減額でございます。第5目医療扶助費、補正額41万6千円の追加です。実績見込みに伴う予算の整理になります。なお、1番下の乳幼児等医療給付事業扶助については、医療費増高に伴う追加でございます。610万2千円の追加でございます。続きまして41頁、42頁になります。第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額1003万2千円の減額でございます。大雪清掃組合負担金の減、最終処分場の整備費の事業費確定に伴う予算の整理でございます。第3目し尿処理費、補正額211万6千円の減額です。燃料単価値下げ及び電子冷熱低温恒温機の更新でございます。続きまして43頁、44頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1777万6千円の減額でございます。(1)の中山間地域等については、対象面積の確定に伴う予算の整理になります。(2)の置杵牛農産物加工交流施設につきましては、地域が利用しております体育館の暖房等の修繕費の追加でございます。91万3千円の追加。(3)の青年就農給付事業については、当初28年度で予定しておりました事業について、同事業の前倒しに伴う今回の追加でございます。450万円の追加。(4)の農業技術研修センター管理運営事業につきましては、まず、加工用機器の購入、それから土壌分析室外機の修繕費の追加等でございます。なお、備品購入については、みそ加工シートチョッパーの購入ということになります。(5)のヘクタクロル残留対策事業から(8)の精米設備整備補助事業及び(10)の米生産安定支援対策事業、それから(12)及び(13)の農地保全合理化事業については、それぞれ事業費確定に伴う予算の整理になります。9番の高収益作物振興対策事業については、

有利な事業への振り替えをしたことに伴う予算の皆減になります。それから、11番の強い農業づくり交付金につきましては対象事業費追加に伴う補助金の追加ということになります。第3目畜産業費、補正額902万2千円の追加でございます。(1)の草地畜産基盤整備事業、これについては事業費確定に伴う予算の整理、(2)の草地畜産基盤整備事業、これにつきましては事業前倒しに伴う、今回の補正に伴う追加ということになります。45頁、46頁になります。第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額7287万3千円の減額でございます。(1)、(2)につきましては、国の補正による負担金及び補助金の追加になります。(3)の道営経営体農地集積促進事業補助については、制度改正に伴う補助金の減ということになります。当初、町を經由で事業を進める予定でしたが、町の会計を通さないで事業を実施するというふうに制度が変わったということでの減額ということになります。第2目農道整備費、補正額21万4千円の減額でございます。(1)農道管理事業及び道営事業負担金については、事業費確定に伴う予算の整理でございます。第3項林業費、第1目林業費、補正額124万3千円の追加です。未来につなぐ森づくり推進事業、事業量増に伴う予算の追加です。第2目町有林管理費、補正額3228万2千円の追加でございます。まず、1点目の森林環境保全整備事業については、事業費確定に伴う予算の整理でございます。(2)の私有林購入事業でございますが、これにつきましては平成26年の9月18日、第6回定例会で議決をいただきました森林組合から購入予定の土地についての整理でございます。私有林環境保全基金でこれを取得し、森林組合から取得し、それを今回、町有林として管理するべく、基金から一般会計で取得するものでございます。取得額については3500万円、それに基金への利子4315円をプラスいたしました額ということになります。続きまして47頁、48頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額594万4千円の減額でございます。(1)の花人街道連携事業及び(2)の中心市街地案内サイン整備については、事業費確定に伴う予算の整理でございます。(3)のその他観光施設等管理事業については、電気料金等の増に伴う予算の追加でございます。第4目交流促進施設費、補正額105万8千円の追加でございます。(1)の宿泊交流施設管理事業については、施設修繕及び燃料単価値下げに伴う燃料費の調整、整理ということになります。(2)の道の駅管理事業については、店舗、それから飲食レストランの方のカウンター等の改修ということで、62万4千円の追加でございます。第5目ビルケの森費、補正額6万6千円の追加です。ビルケの森の電気料金増高に伴う電気料金の追加でございます。第8目活性化交流施設費、補正額171万6千円の追加です。活性化交流施設管理運営事業、ピエールでございますが、各種作品展示台、1階のギャラリーでいろいろ今展示をされておりますけれども、それに係る展示台の追加。それから、地下の音響機器について、もう少し性能の良い物というような、そういった利用者からの要望等もありましたことから、今回備品として整理をするものでございます。49頁、50頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第2

目生涯学習推進費、補正額225万2千円の減額です。まず、人づくり育成事業については、事業費確定に伴う予算の整理です。(2)の地域人材育成研修施設管理事業については、灯油、電気料金等の整理でございます。第3目町民センター費、補正額186万2千円の減額でございます。町民センターの燃料費、それから単価値下げに伴う整理、それからプロジェクターが壊れてしまったということで、これに伴うプロジェクターの更新ということで備品購入費を計上いたしました。第4目郷土資料館費、補正額439万3千円の減額でございます。地域資源活用交流施設建設事業でございますが、郷土学館ですが、事業費確定に伴う予算の整理ということになります。第7目、保健体育施設費、補正額30万円の追加でございます。スポーツセンターの管理運営事業ということで、燃料費、光熱水費についてはそれぞれ整理をするものです。修繕、備品購入については、アリーナの床が一部破損しているところがあり危険等々が伴いますので、けがでもされますと非常に大変なことになりますので、その修繕。それから、バレーボールの支柱の更新ということでございます。続きまして51頁、52頁になります。第8款土木費、第1項土木管理費、補正額495万8千円の追加でございます。美瑛軟石取得管理事業ということで、繰越事業で実施するものです。ふらの農協、中富良野町でございますが、ふらの農協から美瑛軟石で建設されました倉庫について、美瑛町に無償で譲渡したいという申し出がございまして、その解体費でございます。495万8千円でございます。第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額205万9千円の減額でございます。道路維持資材庫建設事業以下2事業について、それぞれ事業費確定に伴う予算の整理でございます。第2目道路新設改良費、補正額3174万6千円の減額でございます。(1)の朗根内上依真布線道路改良舗装事業、以下8事業について事業費確定に伴う予算の整理でございます。続きまして53頁、54頁になります。第3目橋梁維持修繕費、補正額180万1千円の減額でございます。(1)の橋梁維持修繕及び緑橋改修事業について、事業費確定に伴う予算の整理でございます。第4目除雪対策費、補正額4950万円の追加でございます。除雪費の追加です。第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額5209万円の減額補正でございます。(1)の丸山通り線道路整備事業、他5事業について事業費が確定したことに伴う予算の整理でございます。第2目公共下水道費、補正額1087万1千円の減額補正でございます。下水道会計繰越金等の計上による町からの繰出金の整理でございます。第3目公園費、補正額3134万円の減額補正でございます。憩ヶ森公園改修及びことぶき公園の改修事業について、事業費が確定したことに伴う予算の整理でございます。55頁、56頁になります。第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額254万円の追加でございます。町営住宅の修繕等、ボイラー等の修繕で254万円の追加でございます。第2目住宅建設費、補正額1403万3千円の減額補正でございます。東町第2団地改修事業以下5事業について、事業費が確定に伴う予算の整理でございます。第9款消防費、第1項消防費、補正額2061万6千円の減額補正でございます。大雪消防組合、

人件費及び燃料費等の減に伴う予算の整理でございます。続きまして57頁、58頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額137万3千円の減額補正でございます。まず、(1)の私立幼稚園につきましては就園児実績による予算の整理、200万円の減額でございます。(2)の教育委員会事務局管理事業については、学校教育システム改修業務委託費の追加でございます。62万7千円の追加です。第3目学校給食費、補正額818万7千円の追加です。これにつきましては美瑛中学校、それから美馬牛中学校の給食用の炊事釜の状態が非常に良くないということで、いつ壊れるか分からない状況にあるということで、今回緊急的に更新をするものでございます。第6目学童保育費、補正額130万円の減額でございます。学童保育、臨時事務員の賃金ということですが、勤務時間数の精査による予算の整理でございます。59頁、60頁になります。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額3264万8千円の減額でございます。まず1点目、美沢小学校につきましては事業費確定に伴う予算の整理、それから(2)の小学校管理運営事業、以下については各小学校の執行額見込みに伴う予算の整理ということになります。(3)の美瑛小学校改修及び明德小中学校の改修につきましても事業費確定に伴う予算の整理でございます。第2目教育振興費、補正額45万2千円の追加でございます。東小学校の通級指導室用備品の購入ということで、45万2千円の追加でございます。テーブル、それから木製椅子、落書きボード、絵カードなどがございます。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額34万9千円の追加です。(1)中学校管理事業、これについては執行額精査による予算の整理と。1番下の学校管理用備品購入については、学校のカーテン、暗幕等の更新でございます。第2目教育振興費、補正額120万1千円の追加です。(1)の中学校災害共済給付事業については、美瑛中学校1年生でございますが学校でちょっと倒れられて、そしてそれに係る災害共済給付金ということでございます。98万8千円の追加、現在元気に登校しているということでございます。(2)は中学校教材用品整備事業については、美瑛中の中学校のバレーボール用の支柱の更新ということになります。続きまして、61頁から62頁及び63頁になります。第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額9万5千円の減額でございます。繰越事業の事業費確定に伴う予算の整理でございます。第2目利子、補正額2889万3千円の減額です。平成25年度借入債の利率減及び借入日変更及び借入額減に伴う予算の整理ということになります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費でございますが、全体で9656万5千円の追加ということになります。第1目公共施設等整備基金費、8001万1千円の追加でございます。財源の見通しが付いたことによる積立金でございます。8千万円の積み立て、1万1千円については運用利子になります。第4目農業振興基金費、補正額2千円及び第5目の福祉基金費、補正額7千円及び第6目の人づくり育成基金については、運用利子の積み立てによるそれぞれ追加でございます。第7目の丘のまちびえいまちづくり基金費でございますが、補正額1651万3千円の追加です。ふるさと納税



でございます。845件分、1651万3千円。27年度累計でございますが、2月3日現在で3211件、額にして5876万5千円余りということになっております。続きまして63頁、64頁になります。第8目土地開発基金及び第9目光ファイバーテレビ放送網管理基金費並びに第10目の民有林環境保全基金費、それぞれ運用利子の追加でございます。8目が5千円、9目が2万1千円、10目が5千円ということになります。続きまして第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額184万4千円の減額でございます。上水道事業補助金でございますが、事業費確定に伴う予算の整理、補助金の整理になります。第3目病院事業負担金、補正額726万円の減額でございます。医療機器等の購入額確定に伴う負担金の整理でございます。続きまして、歳入について説明をいたします。19頁へお戻りいただきたいと思っております。第1款町税、第1項町民税及び第2項固定資産税及び第3項軽自動車税については、それぞれいずれも課税実績に伴う整理になります。町民税については2021万6千円の減額、固定資産税については1385万4千円の減額、軽自動車税については186万1千円の減額ということでございます。第4項のたばこ税については150万円の追加でございます。第6項の都市計画税についても課税実績による整理でございます。141万円の減額。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1億1408万1千円の追加でございます。普通交付税でございますが、先にお示ししているとおり決定額は43億5792万2千円。今回、調整額分でございますが追加交付がございました。625万5千円。今回の補正済額が43億972万円でございますので、差し引き財源保留額として5445万7千円を保留してるということになります。第12款分担金及び負担金、第1項負担金、補正額2万1千円の追加でございます。光ファイバーテレビ加入者3件、新規加入が3件、1件当たり7千円でございますので、2万1千円の追加でございます。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額240万2千円の追加でございます。1の障害者自立支援給付費等負担金については、支給対象者の減に伴う予算の整理でございます。2番目の障害児施設措置費負担金については、実績見込み増に伴う追加になります。375万円の追加。続きまして、児童手当負担金については給付人数確定に伴う予算の整理です。2の子どものための教育・保育給付事業については、制度改正に伴う負担金の追加でございます。513万9千円の追加でございます。第2目衛生費負担金、補正額66万5千円の減額でございます。国民健康保険基盤安定負担金交付額確定に伴う整理でございます。第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額736万6千円の追加でございます。1番目の社会保障・税番号制度システムについては、交付業務が歳出で説明したとおり増えたことに伴う補助金の増額でございます。それから、2番目の地方公共団体情報セキュリティについては国の補正を活用し、セキュリティ強化を進めるための事業でございます。559万1千円、これは繰越事業で実施するものです。第2目民生費補助金、補正額4660万2千円の追加でございます。1点目の臨時福祉給付金については、対象者確定に伴

う予算の整理、190万5千円の減額です。2番目の介護保険事業費については、制度変更に伴う予算の整理になります。3番目の年金生活者等支援臨時福祉給付金についても、これについては国の補正による給付金ということで5881万2千円の追加と、これは繰越事業で実施するものです。次に、子育て支援交付金については、支援制度開始に伴う交付金の減でございます。続きまして21頁、22頁になります。第4目商工費補助金、補正額1296万円の減額でございます。1点目の地域資源活用交流施設建設事業、これにつきましては事業費確定に伴う予算の整理でございます。もう1点、中心市街地案内サイン及び丸山通りのポケットスペース整備事業についても事業費確定に伴う予算の整理でございます。第5目土木費補助金、補正額1億3214万9千円の減額でございます。朗根内上俵真布線道路改良舗装事業、以下11事業について、事業費確定及び交付額決定による予算の整理でございます。第6目教育費補助金、補正額857万3千円の追加でございます。1点目は私立幼稚園の就園奨励費補助金、就園児童の実績に伴う整理でございます。もう1点は、美瑛小学校の改修及び明徳小中学校の改修に係る事業費確定に伴う補助金の整理でございます。23頁、24頁になります。第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額211万9千円の追加でございます。1の障害者自立支援給付費については、支給対象者減による予算の整理です。2番目については、実績見込み増に伴う187万5千円の追加。次が、児童手当負担金については、給付人員確定に伴う予算の整理、子どものための教育・保育給付費については、同じく256万9千円、制度改正に伴う負担金の追加でございます。第2目衛生費負担金、補正額177万7千円の減額でございます。交付決定額確定に伴う国民健康保険基盤安定の整理でございます。第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額7万9千円の追加です。権利擁護人材育成事業、介護保険補助交付要綱変更に伴う予算の追加でございます。第4目農林水産業費補助金、補正額7053万8千円の減額でございます。中山間地域等直接支払、これについては事業費確定に伴う整理、それから2番目の青年就農給付事業交付金及び5番目の畜産担い手育成総合整備については、28年度事業を前倒しをするということでの追加でございます。それから3番目のヘプタクロル残留対策事業、それから4番目の強い農業づくり交付金、これらについても事業費確定に伴う整理、それから対象事業の追加に伴う増ということでございます。続きまして中心経営体農地集積、これについては制度改正に伴う予算の整理になります。歳出で減額したように同様の理由でございます。2番目の繰越明許の中心経営体農地集積促進事業については、国の補正に対応する事業推進に伴う補助金の追加ということになります。未来につなぐ森づくり推進事業、これについては歳出での説明どおり事業量増に伴う追加。2番目の森林環境保全整備については、事業費確定に伴う予算の整理ということになります。第5目商工費補助金、補正額1529万4千円の追加補正でございます。事業費確定に伴う交付金の追加でございます。第7目教育費補助金、補正額27万円の追加です。事業採択に伴う追加ということで土曜

日の教育支援体制、これについて事業費が採択になったということで補助金が追加ということになります。第3項道委託金、補正額31万円の減額です。国勢調査の執行額確定に伴う委託金の減でございます。第16款財産収入、第1項財産運用収入、補正額3万1千円の追加でございます。土地開発基金以下5基金については、運用利子の追加になります。続きまして25頁、26頁になります。第17款寄附金、補正額1651万3千円の追加でございます。歳出で申し上げましたとおり、説明いたしましたとおり、まちづくり寄附金についての追加補正でございます。第18款繰入金、補正額4032万5千円の減額でございます。それぞれ各基金からの繰入金を予定しておりましたが、事業費確定に伴う繰入金の整理ということになります。5番目の国民健康保険特別会計繰入金については、国保税の収入増に伴う繰入金の追加と、175万9千円の追加でございます。第20款諸収入、第4項受託事業収入、第2目農林水産業費受託事業収入、補正額740万円の追加でございます。1番、2番それぞれ事業費確定に伴う整理、それから28年度事業の前倒しに伴う財源の調整ということになります。第5項雑入、補正額51万2千円の減額補正です。いきいきふるさと推進事業、それから日本スポーツ振興センターそれぞれ事業費確定、それから中学校の災害共済給付金等々の補正でございます。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、230万円の減額補正。第2目の衛生債460万円の減額補正。第3目農林水産業債、1620万円の減額補正。27頁、28頁になります。第4目商工債、補正額360万円の減額補正。第5目土木債、2480万円の追加。第7目教育債、3090万円の減額補正。第8目病院事業債、720万円の減額補正。いずれも事業費確定に伴う起債の整理でございます。第9目臨時財政対策債、補正額3872万6千円の追加でございます。平成27年度の臨時財政対策債の発行額が確定したことに伴う追加でございます。続きまして、第2表繰越明許費について説明をいたします。16頁へお戻りいただきたいと思っております。平成28年度へ繰り越して実施するものでございます。第2表繰越明許費、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、村山旧ゲッカ跡地活用事業他2事業、総務費合計で3338万8千円。第3款民生費、第1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、合計で5881万2千円。第6款農林水産業費、第1目農業費及び第2項耕地費について、草地畜産基盤整備事業他2事業、農林水産業費合計で2225万8千円でございます。それから第8目土木費、第1項土木管理費、美瑛軟石取得管理事業として495万8千円。そして第10款教育費、第1項教育総務費、学校給食管理運営事業ということで615万6千円。9事業合計で1億2557万2千円でございます。続きまして、第3表の説明をいたします。17頁及び18頁をお開きいただきたいと思っております。町債の総額から127万4千円を減額し、総額を18億3352万6千円とするものでございます。起債の目的、限度額のみ申し上げます。第3表地方債補正、変更、緊急防災減災事業、変更前限度額1億9010万円、変更後限度額1億8050万円。続きまして、過疎対策事業でございます。変更前限度額11億4020万

円、変更後限度額 1 億 1 3 0 0 万円。臨時財政対策債でございます。変更前限度額 2 億 6 2 0 0 万円、変更後限度額 3 億 7 2 万 6 千円。辺地対策事業、変更前限度額 4 7 6 0 万円、変更後限度額 4 4 4 0 万円。合計変更前限度額 1 8 億 3 4 8 0 万円、変更後限度額 1 8 億 3 3 5 2 万 6 千円でございます。1 4 頁及び 1 5 頁の第 1 表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。以上で議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第 1 0 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第 1 0 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は 6 5 頁から 7 0 頁になります。このたびの補正予算は繰越金の確定に伴う整理及び国民健康保険税の収入増により、一般会計への繰出金の増額補正を行うものです。それではまず、議案条文を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。初めに歳出からです。議案集 6 9 頁、7 0 頁をお開きください。第 2 款諸支出金、第 2 項繰出金、第 1 目一般会計繰出金、補正額 1 7 5 万 9 千円の追加です。国民健康保険税の収入増、繰越金の増に伴い、一般会計へ繰り出しを行うものであります。次に、歳入のご説明をいたします。6 7、6 8 頁にお戻りください。第 1 款国民健康保険税、第 1 項国民健康保険税、第 1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額 1 5 1 万 6 千円の追加です。国民健康保険税滞納繰越分の収入増により増額補正を行うものであります。第 2 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金、補正額 2 4 万 3 千円の追加です。繰越金の確定に伴う増額補正です。6 6 頁の第 1 表歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で議案第 1 0 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） はい、課長そのままです。

次に、議案第 1 1 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

続けてください。

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 続きまして、議案第 1 1 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は 7 1 頁から 7 6 頁になります。このたびの補正予算は、歳出では老人保健施設運営費貸付金の額の確定による減額補正。歳入では貸付金の減額に伴う貸付金元利収入の減、繰越金の確定に伴う補正と一般会計繰入金の財源調整によるものであります。それでは、

議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。初めに歳出からになります。議案集の75頁、76頁をお開き願います。第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、補正額1200万円の減額です。貸付金の減に伴う減額補正となります。第2款公債費、第1項公債費、第1目元金につきましては、一般会計繰入金の減に伴う財源調整になります。次に歳入のご説明をいたします。73頁、74頁にお戻りください。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額1万2千円の減額です。繰越金の増額に伴う一般会計繰入金の減額になります。第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額1万2千円の増額です。繰越金の確定に伴う補正になります。第4款諸収入、第1項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入、補正額1200万円の減額です。貸付金の確定による貸付金元利収入の減額補正になります。なお、72頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田水道整備室長。

(水道整備室長 保田 仁君 登壇)

○水道整備室長(保田 仁君) 議案第12号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集につきましては77頁から82頁になります。初めに77頁をお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては泉源加入金の追加、使用料の減額及び繰越金の額の確定に伴う財源調整でございます。歳出においては、基金積立金の追加及び不用となります泉源管理のための事業費の減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出からご説明をいたします。81、82頁をお開き願います。歳出、第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、第1目泉源管理費、補正額18万円の減額。不要となります泉源揚湯ポンプ電気料金を減額するものです。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目泉源事業基金積立金、補正額33万5千6百円の追加。泉源加入金収入の増額等に伴い泉源事業基金へ積み立てる額を追加するものです。次に、歳入についてご説明いたします。79、80頁にお戻り願います。歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目負担金、補正額291万5千円の追加。白金泉源の泉源加入者2件の増加による加入金の追加によるものです。第2款泉源使用料、第1項使用料、第1目使用料、補正額22万6千円の減額。引湯不調による減免1件分及び温度低下に伴

う使用料単価の減額によるものです。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額48万7千円の追加。前年度繰越金の確定によるものです。78頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（濱田洋一議員） はい、室長そのままをお願いします。

次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

続けてください。

○水道整備室長（保田 仁君） はい、議案第13号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては83頁から88頁になります。初めに83頁をお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては下水道事業受益者負担金一括納付者の増加に伴う追加、前年度繰越金の額の確定に伴う追加及び財源調整のため一般会計繰入金を減額するものです。歳出においては、下水道事業受益者負担金一括納付者への一括納付報償金の増額に伴う報償費の追加、及び起債償還利子額の確定に伴う公債費の減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出からご説明をいたします。87、88頁をお開き願います。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額42万7千円の追加。下水道事業受益者負担金一括納付者2件の増加により不足となる一括納付報償金に充てるため、報償費を追加するものです。第2款公債費、第1項公債費、第2目利子、補正額89万円の減額。起債償還利率の変更に伴う減額です。次に、歳入についてご説明をいたします。85、86頁にお戻り願います。歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目受益者負担金、補正額444万8千円の追加。下水道事業受益者負担金一括納付者2件の増加に伴う追加でございます。第3款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額1087万1千円の減額。受益者負担金の増額及び繰越金の確定に伴う一般管理費繰入金998万1千円の減額、並びに起債償還額の確定に伴う企業債償還金繰入金89万円の減額によるものです。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額596万円の増額。前年度繰越金の確定によるものです。84頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。以上であります。ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） はい、室長はそのまま。

次に、議案第14号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

保田室長。

○水道整備室長（保田 仁君） 議案第14号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集につきましては89頁から93頁になります。初めに89頁をお開きください。今回の補正は、収益的支出の営業費用では、総係費、手当の超過勤務手当の不用見込み額の減額、及び資産減耗額確定に伴い整理するものです。収益的収入の営業収益及び営業外収益では、業務量及び実績確定に伴い整理するものです。資本的支出の建設改良費では、事業費確定に伴う委託料及び工事請負費の減額をお願いするものです。資本的収入では、事業費確定に伴う工事費、負担金、一般会計補助金、国庫補助金及び企業債の減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

初めに、収益的収入及び支出の支出についてご説明を申し上げます。92頁をお開き願います。支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費、補正額100万円の減額。職員の超過勤務手当の不用見込み額を減額するものです。第5目資産減耗費、補正額240万円の追加。27年度中に生じた除却資産の確定により整理するものです。次に、収入についてご説明をいたします。91頁にお戻り願います。収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、第2目その他の営業収益、補正額75万6千円の追加。給水装置工事の増加により、手数料、量水器売払収益を追加するものです。第2項営業外収益、第1目他会計負担金、補正額19万円の減額。検針、料金徴収業務の業務量の確定に伴い整理するものです。第2目他団体負担金、補正額30万円の減額。消火栓修繕が発生しないことから減額するものです。第5目長期前受金戻入、補正額17万1千円の減額。業務量及び実績確定により整理するものです。第6目雑収益、補正額22万6千円の追加。工事により発生した鋼材の売り払い収入を追加するものです。次に、資本的収入及び支出の支出についてご説明を申し上げます。93頁をお開き願います。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額642万7千円の減額。委託料、工事請負費とともに事業費の確定に伴い整理するものです。次に、資本的収入についてご説明を申し上げます。収入、第1款資本的収入、第1項工事負担金、第1目工事負担金、補正額124万4千円の減額。消火栓取り替え工事の事業費確定に伴い整理するものです。第2項一般会計補助金、第1目一般会計補助金、補正額184万4千円の減額。事業費の確定に伴い整理するものです。第4項国庫補助金、第1目国庫補助金、補正額27万2千円の減額。双葉配水池の設計に係る事業費の確定に伴い整理するものです。第5項企業債、第1目企業債、補正額50万円の減額。双葉配水池の設計に係る事業費の確定に伴い整理するものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4813万2千円は、過年度分損益勘定留保資金4813万2千円で補填するものとする。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、平間町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇）

○事務局長（平間克哉君） 議案第15号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては94頁から99頁になります。今回の補正につきましては、今年度、入院外来とも患者数が減少傾向で推移しており、当初予定を下回る見込みとなったため事業予定量の減員補正、収益的収入及び支出では、収入においては入院及び外来患者数減少などによる医業収益の減額、長期前受金戻入が増えたこと等による医業外収益の増額、特別利益の増額、支出においては、給与費、材料費及び経費等の減額補正と資産整理に伴う減価償却費及び資産減耗費の増額補正等をお願いするものです。また、資本的収入及び支出では、備品購入費の額が確定し、一般会計負担金、企業債及び備品購入費の減額補正し、資産売却に伴う固定資産売却費の増額補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

初めに、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集97頁をお開き願います。第1款病院事業費用、第1項医業費用であります。第1目給与費、補正額5750万7千円の減。看護師給、医療技術員給、看護師手当、医療技術員手当につきましては、職員の退職、その不補充に伴い、事務員にあつては会計間異動に伴い、それぞれ減額をお願いするものでございます。賃金につきましては配置の見直しにより採用減となったものであり、報酬につきましては出張医の回数減に伴う支給額の減によるものでございます。また、法定福利費につきましては、職員の退職によるもの及び共済組合負担率の変更、標準報酬制移行に伴う減額であります。第2目材料費、補正額800万円の減。薬品費、診療材料費につきましては、それぞれ入院患者数の減少に伴い購入量の減及び薬品の廉価購入等により減額するものです。第3目経費、補正額1505万円の減。消耗品費につきましては購入数の縮減等による減額、光熱水費につきましては電気料の減少による減額、燃料費につきましてはA重油燃料購入単価の減により減額であります。また、賃借料につきましては出張医の送迎回数の減少、及び酸素濃縮器借り上げの減による減額、委託料につきましては療養病床開始に伴い看護助手業務委託の増額をするものでございます。第5目減価償却費、補正額365万8千円の増。固定資産整理に伴い償却見直しを行い、受領済補助金等の長期前受金を相殺して増額補正するものでございます。第6目資産減耗費、補正額474万7千円の増。固定資産の除却資産の実績により増額するものでございます。第8目引当金繰入費、補正額50万円の減。実績確定による不用額を減額するものでございます。次に、第2項医業外費用であります。第1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額35万円の減。借入利息確定による実績により減額するものでございます。第2目消費



税及び地方消費税、補正額50万円の増。27年度決算見込みに係る消費税納税予定分に対する不足額を増額するものであります。次に、収益的収入でございます。96頁をお開き願います。第1款病院事業収益、第1項医業収益であります。第1目入院収益、補正額5900万円の減。入院収益につきましては、今年度のこれまでの入院患者数が当初予定を下回って推移しているところから、年間の延べ入院患者数等を当初比で7620人減員し、これに伴い収益の減額をお願いするものでございます。第2目外来収益、補正額1107万円の減。外来収益につきましても、本年度のこれまでの外来患者数が当初予定を下回って推移しているところから、年間の延べ外来患者数を当初比で3150人減員し、これに伴い収益の減額をお願いするものでございます。第3目その他医業収益、補正額620万円の減。室料差額収益につきましては入院患者数の減によるもの、医療相談収益につきましてはドック、成人病検診等の減によるものでございます。また、その他医業収益につきましては、患者への文書公布等の減により減額補正をお願いするものであります。次に、第2項医業外収益であります。第3目患者外給食収益、補正額32万円の減。実績見込みに伴う減額でございます。第4目長期前受金戻入、補正額341万円の増。固定資産除却の資産整理に係る償却残存額を長期前受金として精算したものを増額補正するものでございます。第5目その他医業外収益、補正額16万円の減。保有しております医師住宅の未使用による収入減による減額であります。次に、第3項特別利益でございます。第1目固定資産売却益、334万円の増。昨年9月に寿町3丁目にありました医師住宅跡地を売却した収益につきまして、取得原価を控除した額を特別利益として増額補正するものでございます。次に、資本的支出でございます。99頁をお開き願います。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額729万4千円の減。ナースコール設備、療養病床用低床型ベッド他、購入に係る執行残の減額であります。第2目工事請負費、補正額163万円の減。委託料については、療養病床導入に伴う病棟改修の設計委託料に係る執行残でございます。また、工事請負費につきましては、療養病床導入に伴う同じく病棟改修工事請負費の額確定によります減額補正ということでございます。次に、資本的収入でございます。同じく99頁になります。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金、第1目医療設備整備負担金、補正額726万円の減。一般会計負担金について、備品購入の額が確定したため減額するものです。第2項企業債、第1目企業債、補正額190万円の減。企業債についても起債対象となります備品購入の額が確定し減額するものです。第3項固定資産売却費、第1目固定資産売却費、補正額69万円の増。収益的収入の特別利益でも説明しました、医師住宅跡地の売却に係る取得原価分の増額補正をお願いするものでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで、7案件についての提案理由の説明を終わります。

14時35分まで休憩します。

休憩宣告（午後 2時 分）

再開宣告（午後 2時35分）

**○議長（濱田洋一議員）** 休憩前に続いて会議を再開します。

お疲れのところと思いますが、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

これから質疑を行います。初めに、7案件に関連する事項についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで、7案件に関連する総括質疑を終了します。

次に、議案第9号についての総括質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第9号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集29頁から34頁まで、初めに、平成27年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、9番角和議員。

**○9番（角和浩幸議員）** はい、9番角和でございます。私は、第2款、第1項、第5目、29頁、30頁、財産管理費、説明欄（1）村山旧デッカ跡地活用事業についてお尋ねをいたします。旧デッカ跡地活用に向けた用地の調査費という説明がございました。具体的にどのような内容の調査を行うのか、まずお尋ねいたします。

（「はい」の声）

**○議長（濱田洋一議員）** はい、石井総務課長。

**○総務課長（石井典夫君）** はい、まず、これは国から旧デッカ跡地ということで町が取得したものでございます。当然、その段階できちとした境界等々の確認もなされておきませんので、まずそういった求積をきちっと、画地の求積を行うということと、それから全体の求積ですね。それから、もう一つは26年ですか、建設いたしましたロケセットがございまして。当然、あそこについての町としての管理面積というのは確定させておかなければならぬということと、そこの必要な面積の確保と、それから求積、分筆等々が出てくるかと思っております。それから駐車場、それからこの後議案でまたご提案申し上げますけども、町道の関係での道路の路線の何て言いますか、線形と言いますか、そういった部分での検討等々がございまして。基本的にそういった部分の、公共としての必要な部分についての用地測量調査を行いたいと。そして、

差し引きの中での今後の利活用の中で、例えば民間に貸し付けする場合の貸付する面積ですとか、そういった部分での数値等々を出していきたい。そういう調査費が基本でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、分かりました。すでに出されているとおり、デッカ跡地の活用に向けた計画が示されております。その計画の実施に向けて手続の一步が、ここから進んでいくのかなというふうを受け止めております。大きな計画ですので、今後いろんな議案の中でまたやりとりもする機会もあると思います。今回はですね、まず手続の一步が始まったということをつ捉えました、1点ご確認、ご質問をさせていただきたいなと思っております。デッカ跡地の活用に向けましては、住民説明会も開いていただきまして、また、住民の中でも真摯な話し合いを行いまして、さまざまな意見が出されております。その内の一つとして、地元の行政区ではアンケート調査も実施いたしまして、一定の意見の取りまとめを図っていただいたようでございます。その意見をまとめますと、事業実施に伴って、例えば観光面での混雑を予想されるなど、実施の事前に住民と十分話し合っていたきたいと。あるいは、実現可能な改善項目などについては、事前に話し合いを含めて実現化を進めていただきたいというような声も聞かれていると伺っております。今回、この手続の一部がここからスタートするわけでございますけれども、この一步を踏み出したからといって住民との間の協議の場を崩すことなく、一歩ずつ住民の声を確かめていただきながら事業推進に当たっていただきたいと思っております。そのことについてのご見解をお尋ねいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、鈴木政策調整課長。

○政策調整課長(鈴木貴久君) はい、ご質問のラ・テールとの事前に地域の住民の方々と協議を進めながら声をいただきながらということでございます。先に住民説明会は2回、それから企業説明会1回を行ってまいりました。その中で、真摯な対応と徐々に緩和されていったというような認識を持ってございます。その中で、ラ・テールさんにおいてもですね、進出に当たっては地域住民との話し合いを持って、協議しながら進めていきたいということでご回答をいただいております。また、町といたしましても実質要望等が出ております。すぐにはできないものもございましてけれども、実質、駐車場の位置の変更、それから道路のバッティングしないようにといったような要望を受けておりますので、その辺については、こちらでできる限りの対応をしてまいりますし、今後も地域住民との協議を進めながら、確かめながらやっていきたいと思っております。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、7番野村議員。

**○7番(野村祐司議員)** 7番野村です。よろしくお願ひいたします。2款、1項、12目の諸費でございますが、この中ではみんなで創る住みよい町に向けてということで、83万4千円が減額補正されている中に包含されているところの美瑛高等学校の教育環境振興補助事業、これらの補助体制って言いますか、項目って言いますか、費目って言いますか、これらの分についてはどのようなものが補助を充当されているのかを、まず1点お伺ひさせていただきます。よろしくお願ひします。

(「はい」の声)

**○議長(濱田洋一議員)** はい、鈴木政策調整課長。

**○政策調整課長(鈴木貴久君)** 美瑛高等学校の支援事業の内容でございます。その中には、まず1点目といたしまして入学準備補助といたしまして、高校入学の1年生に対しまして定額1人当たり3万円の補助をしてございます。次に、通学補助でございます。通学補助におきましては、美瑛町内から美瑛高校に通っている方、例えば美馬牛から通っている方については、美馬牛駅から美瑛駅までのJR代金、これについては全額でございます。また、旭川から通っている生徒さんにつきましては、旭川から美瑛に通っている上限を2万5千円といたしまして、その範囲内で2万5千円を限度として支払ってございます。次に、見学旅行補助でございます。これにつきましては、上限12万円の半額、6万円を上限といたしまして補助をしているところでございます。今回の場合におきましては、2年生が対象でございますので、見学旅行については12万円を切ったという話も聞いて、1人当たり2分の1ですので6万円の上限に対して5万9500円ほどということになってございます。それから、模擬試験受験費補助ということで、それぞれ2分の1の補助、それぞれの模擬試験、公務員模試でありますとか、看護模試でありますとか、いろいろな模擬試験の対する補助でございます。それから資格取得受験補助、これにつきましてはそれぞれ実用の英語実技検定の試験でありますとか、ニュース時事能力検定でありますとか、こちらも2分の1の補助をしてございます。それから、これが以上が資格補助等の模擬試験等の補助で、生徒、親御さんに対する補助でございます。その他に特色ある補助といたしまして美瑛高校に対しまして、それぞれベーシックスタディでありますとか、それぞれのフードデザイン科っていうようなクラブもありますので、そちらが利用する際のアスパラ収穫体験に掛かる費用でありますとか、とうきび、じゃがいも収穫体験の実習費用でありますとか、昨年6月に実施しました世界大会における、生徒さんたちが夜遅くまでお付き合いいただきましたので、その帰りの日のタクシー代でありますとか、いろんなことに対して使用してございます。また、美瑛高校の募集パンフレット、それからポスター、それから今現在、美瑛高校の前に看板を立ててございますけれども、募集看板等に掛かる経費として、特色ある補

助として支援補助をしてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) はい、質問ちょっと事前に通告してませんので分かる範囲でよろしいんですが、例えばこれが美瑛町内の在住の生徒に補填している部分、あるいは町外のお住いの、町外から通っている生徒の補填している部分、これがどのぐらいか。

おおむね案分でもよろしいんですが、分かれば、分かる範囲でご説明いただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、鈴木政策課長。

○政策調整課長(鈴木貴久君) 美瑛高校の現在の生徒数、26年度でございますけれども、実質184名の内、美瑛から在住して通っている生徒が52名でございます。約4割ぐらいということでございます。こちらについて、これは26年度でございます。27年度の美瑛高の1年生の生徒につきましては最終的に51名ということで、その内同様に12、3名が美瑛から在宅で通っているということになります。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。歳出の2款、1項、5目、30頁ですね。先ほどのデッキの跡地のことについて伺います。これは測量、分筆ですか、それから中の道路の計画のために測量を行うということと理解しますが、これは結局ですね、現在この前1月に2回の説明会が行われました。それから、2月15日はラ・テールの説明会がありましたけれども、私は2回目とラ・テールの説明会には傍聴して意見を聞かしてもらいました。しかし、住民からのやはり反応というのか、非常に強い反対意見があったことは事実です。約半数が反対だと。賛成が0.5割、1割にも満たないわけですね。その中には中間としては検討、再検討してくれってという意見があったと思います。このことは新聞や月刊誌なんかでも報じられているとおりでありますが、今後、今行わなければならないのは全町民への丁寧な説明なんですね。3月号の広報びえいには、その概要が載りました。確かに載りましたけれども、あれは概要にすぎないのでね。検討委員会もまだ設けられておりません。全町民へのアンケートも行っておりません。こういう状況の中でですね、予算を測量の費用だと言ってもですね、予算を組むということはやはり早計ではないでしょうか。やはり慎重に、もう少し時間をおいてやってくれというのは、地元町民で意見でもあります。私は、この件についてですね町長の見解を伺います。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木政策調整課長。

○政策調整課長（鈴木貴久君） 今回のラ・テールの企業進出の件につきましては、先ほど角和議員の答弁の中でもお答えしましたとおり、住民向けの説明会1月4日、それから1月31日に地域住民に2回ほど説明してまいりました。また、2月の15日だったと思いますけれども、そこでラ・テールさんに来ていただいて企業からの説明を行いました。その中で議員、傍聴で出席されたのは知ってございます。その中で、いろんな意見が交わされてございます。自然環境をそのまま残すべきであるとか、ラ・テールさんに対してそれぞれ入ってきたことについての公平性はないのかと、いろいろとご質問をされました。その中で美瑛町といたしまして、それぞれ美瑛町のために地域振興が図れる、農業面、観光面と一体となって図る。そして、他のところへ相乗効果を生んで、町の潤いを与えるといった内容からの町側の説明でございました。確かに雰囲気的にはですね農家さん、それからあそこに住まわれた道外から来られた方もいらっしゃると思いますが、中には農家さんの意見としては、今後あそこで、これまで鹿だったと思いますけれども、鹿が来てそれぞれ環境に悪いであるとか、夏になると虫が発生して隣接している農作物に対して悪い影響を与えるであるとか、農家さんはポジティブに考えて、これについては町の方で今度管理が行えるということで良いことだと、そういった意見もございましたので、実質全部が全部反対意見ではないというような感じを受けてございます。また、町といたしましてそれぞれラ・テールさんと話して、あそこで1番問題になっていたのが全面賃貸の話でありましたので、これについては町として柔軟な対応をしたいということで説明してございます。そのようなことで後で伺ったことですが、その後臨時総会開きましてそれぞれクリアされてる部分があるということで、行政区としては前向きに検討したいということで、町の方に回答を得てございますので、全部が全部反対そういった形ではないということで私は存じてございます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 町長にどういう判断かということが最後にありましたので、私から補足するような形で答弁を申し上げますが、まちづくりにおいて国勢調査等もある中で見てますと、やはり地方創生というような地域で疲弊しているその部分を、どうやってこれから地域づくりにしていくんだという大きな課題を我々は背負ってるというふうに思っています。そんなことから、地域のじゃあこれからどういうふうに地域づくりをしていくかということで、この土地についても深く、長く、いろんな要素を持ちながら検討してきた経過があります。しかし、地元の方とのいろんな折ごとの話し合いをしても、なかなか具体的な部分もないということ、我々もこれといった策を持ち得ないという中で、企業が美瑛町に参入したいという話等がありました。これは26年であります。それで、その中で土地を探したいということで、来た時に

はどうぞ良い土地があれば我々も協力しますよというようなことで、内容等についてはその時には概略等を聞いたところであります。探してるうちに農協さんのところにも行ったということでありますし、他の町村にも行ったということでありますけども、なかなか適地がないということで私のところにも報告等がありました。私の方からも、しかしこれは美瑛町のこれからのまちづくりに有用な企業として、美瑛町の小麦をお菓子に100パーセント使ってるというようなこと、東京で美瑛町の名前を出しながらそういった物を販売していただいているというふうなこと、美瑛町のまちづくり、また農業のブランド化にも大きな、我々にとっての優れた提案をしていただけるということで判断をしておりました。そういった状況から、私の方からどうですかと。では、我々もまだ今のところ使いきれない土地がありますから、そこを見てくださいかということでお話をさせていただき、向こうからもじゃあ調べさせてくださいということで、概略図のようなものを作ってきました。私の方でもやはりあの場所ですから、何かきんきらきんの建物ですとか、自然をひっくり返してですね何か物だけを、コンクリートのような物を作るということになれば、当然そういった部分について土地を提供するということにはならないわけでありますけれども、計画が非常に地域にマッチし、また美瑛町のまちづくりについて、美しい村、丘のまちびえいっていうものに非常に理解されて、愛着を持っておられると。それからもう1点は、1年間、美瑛町の商店街において、試験的なお店を出して、そして今後の営業について、経理について試験を、いろいろと条件を見つめたということで、その計画の進め方についても信頼のできるものであったというふうに判断をしています。そんなことで、土地の活用を協議していきました。地元の方々に話すという、いろんな順番のやり方はあると思うんですけども、例えば保育所のようなものを建てる時は、やはり受益者が地域の方に限りますので、これはもう地域の方にどうやって使う、どういうふうに子供たちが移動するというようなことはあるわけでありますけれど、今回の案件については、町の活性化、それも基本的には町有地で町が活用について方向を探っていたという部分からしますと、計画について議会の方にお話をさせていただき、その方向性について確認をいただきながら地域の方々に話していく、地域の方々からはこの点について心配だ、こういうことが改善してほしいということであれば、そのことについては改善していきながら、美瑛町の全体の活性化のための事案として取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。広報でも何回も、2回ほど流させていただいて、ご意見をいただいているところでありますし、そういった意味では町民の方々にもご理解をいただき、そして計画等もこれからまたさらにお知らせしながら進めていく上では、前段階の取り組みとしては適正な取り組みが進められてきたというふうに判断をしているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番中村議員。

**○2番（中村俱和議員）** はい、2番中村です。地元住民の説明会の中で、反対理由の一つはですね公平性でないと。それから、不透明だと。どこが公平性でないのかと言いますと、それだったらなぜ我々にも機会を与えてくれなかったのかと。農家にもそういう機会を与えてくれなかった。農地として利用したいという人もいるし、それなら自分たちにもその機会を与えてくれないのはなぜかと、そういった不満であります。だから、私は何事もそうですけども一般論としてですね、町民の総意で進めていくということがやはり大事な手法であると思います。特に、この15町歩という広大な敷地で、絶景の場所においてですね、自然林も残っているという場所においてですね、財産なんです町民の。だからこれは、ところが、実際はラ・テールという企業に、そこを飛び越えて1歩も2歩も先に進んでしまったんです。ここが私は、非常に危惧するところなんです。だから、これから町はですね全町民への説明、これからも。そして検討委員会、先ほども言いましたけどもアンケート調査、こういったことをですねやっていく。そして、それを条件にして進めていくか、そういうことを確認したいと思います。ご見解をお聞きかせください。

（「はい」の声）

**○議長（濱田洋一議員）** はい、鈴木政策調整課長。

**○政策調整課長（鈴木貴久君）** 確かに住民説明会の中で、公平性、透明性、それぞれ我々もあそこの土地を使いたかった。なぜってというような形のご意見もございました。実質、町の方にですねあの土地についての利用についての使用は、要望があったということは私の方は把握していないとでございます。また、全町民への説明、検討については、今現在まちづくり条例の中でまちづくり委員会がでございます。その中で、案件として今検討しているところ、1月の中旬にですね、まちづくり委員会を開きまして、このラ・テール関係の進出についてのご意見を伺ってございます。その中で、反対意見等々はございません。町として同様に活性化が図られると。美瑛町の農産物を使っただけ。そして、ますます観光客が来て、それぞれ町の中に人が流れるといったことのご意見をいただいてございます。まちづくり委員会は、その条例に基づいてそれぞれ町の町民を代表する委員会、それぞれ関係団体から公募委員もでございます。現在14名の委員で構成されてございますけども、その中からまちづくり条例に基づいて、こちらの中で判断していると、意見を聞いてるということでご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（濱田洋一議員）** はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認め、次へ進みます。

次に、議案集35頁から38頁まで、第3款民生費についての質疑を許します。

（「はい」の声）



はい、9番角和議員。

**○9番（角和浩幸議員）** はい、9番角和です。私は35、36頁、第3款、第1項、第2目高齢者福祉費、説明欄中、高齢者事業団補助事業、補助金について、お尋ねをいたします。補正予算によりますと、200万円の減額補正となっております。私が調べたことで誤りがなければ、これ予算額も200万円だったはずでございます。予算額全額を皆減するというところでございますけれども、予算計上した段階で一定の目的があつての予算計上であつたと思われまふ。それを減額補正してしまうということにつきまして、事業執行上何ら問題はなかつたのかどうか、まずお尋ねいたします。

（「はい」の声）

**○議長（濱田洋一議員）** はい、小杉保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小杉昌敏君）** 高齢者事業団補助金の関係でございますけれども、高齢者事業団補助金につきましては、平成17年から町の方から運営費ということで補助を実施しているところでございます。高齢者事業団の開設当時につきましては、なかなか事業団の会員さんも少なく、なおかつ事業量も少なくという部分からのスタートということでございますけれども、近年、高齢者事業団につきましては会員数の増、あるいは事業収益の増という部分が大きくなってまいりました。平成19年度当初予算の段階におきましては、そういうような収益を上げているという状況もあつたものですから、ただし、高齢者事業団として運営資金と言いますか、その運営資金の確保が自前でなかなか確保ができていなかったというような状況もございましたので、平成27年度予算につきましては前年度決算の状況を見た中で、予算計上において前年度決算を見た状況を見た中で、実質の補助金の支出について高齢者事業団と協議していこうということになっていたところでございますけれども、このたび平成26年度の決算状況を確認させていただきまして、収益的にも事業費で1億2千万円以上の事業収益がございまして、その中で収支の部分の収益も上げていると。そしてなおかつ、運転資金的な部分で今まで基金の方に毎年積み立てをしておいて、その中で運転資金を確保してきたということで、まだ十分確保されていなかったということでございましたけれども、このたびの決算を受けて新たに300万円ほどの基金への積み立てを行つて、その部分で、基金の積立金の中で、何とか年度の運転資金の確保というのができるような状況になってきたということで事業団と協議をいたしました。結果、町の補助金については無くても事業団の運営は可能ということで、今回、減額をさせていただいたところでございます。

（「はい」の声）

**○議長（濱田洋一議員）** はい、浜田町長。

**○町長（浜田 哲君）** はい、ちょっと補足をさせていただきます。私、途中でこの事業団との協議した経過がありますので。設立当初は、今小杉課長の方からお話しさせていただいており、

なかなか自前で経営する、できる財務環境ではなかったということで町からも補助金を出して  
いました。それもまた、補助金も使っていただいて運営をしていただいたところでありませ  
けれども、だんだん経営が、仕事が増えてですね、仕事の幅も広がり、総事業費も上がってきた  
ということから、ある時点からですね利益を出すようになりました。利益を出したんですけど  
町の補助金が入っていたものですから、補助金が税金として取られるというような事態が発生  
してしまいます。これはやはり住民の方々に町の税金をですね投入してですね、それが利益が  
上がったから税金に取られてしまうというような、こんなことはやはり我々、町民に対してで  
きないよということで協議をしまして、運転資金が当初、春のときには足りないの、じゃあ  
補助金という形で一度計上して、そして最後、決算段階で利益があれば補助金の部分につい  
ては返させていただきます、そして経営しますと。今ですね利益が出るような状況ですので、今後  
この補助金の部分の見直しということですが、先日も理事長とお話をしまして、高齢者  
事業団としては、ただ機械の入れ替えですとか、いろいろやはり今後の心配はあるということ  
で、基金も自分たちが思ってるほど積めてないので、町として今後、機械導入とかそういうと  
きは手伝ってほしいということがありましたので、それはもう我々、事業団の今後の運営に対  
して支援しますよということをお話をさせていただいて、そして協議を終えてますので、お互  
いに情報と考え方を共有しながら今後も運営をする、その体制を続けていきたいと思ってい  
ます。以上であります。

○議長（濱田洋一議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集 39 頁から 42 頁まで、第 4 款衛生費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認め、次へ進みます。

次に、議案集 43 頁から 46 頁、第 6 款農林水産業費について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集は 47 頁から 50 頁まで、第 7 款商工費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

議案集、次、51 頁から 56 頁まで、第 8 款土木費及び第 9 款消防についての質疑を許しま

す。

(「はい」の声)

はい、野村祐司議員。

○7番(野村祐司議員) はい、野村です。よろしく申し上げます。8款、1項、1目土木総務費でございますが、495万8千円の補正を行っておりますが、この美瑛軟石の取得に当たって、これが立法メートルというか本というか私分かりませんが、この量目はどのぐらいのものがあるのか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) 美瑛軟石の個数ということでよろしいでしょうか。約700個ぐらいを想定しております。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) 分かりました。あと、これは寄附採納品でありますから分かる範囲でよろしいのですが、やっぱり試算的な価値は相当あるというような判断をしてよろしいのでしょうか。

○議長(濱田洋一議員) 休憩します。

休憩宣告(午後 3時 9分)

再開宣告(午後 3時 9分)

○議長(濱田洋一議員) 再開します。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 価値ということになりますと、それを使う使わないで。中富良野町にとってはですね、価値はなかったということだと思えます。我が町にとっては、やはり価値があるということでございます。これについては、ふらの農協さんが駐車場にしたいということで、業者さんに解体を発注していたそうです。ところがですね、ちょっと待てということで、これお隣の隣町はいろんな部分で活用しているよということでお話があったということです。それを見に行ったところ、やはり西町1丁目にございました農協の石倉庫だったと思えますけども、あれぐらいの、あれよりもまだ少し大きいぐらいの規模のものでございました。ということで、やはり限られた資源でございますし、美瑛町にとってはですねいろんな公共施設、それから本通などについては腰壁にあのように使われております。やはり、ある年数が経てば更新も出てきますので、その時に物が無いということにはやはりなりませんので、こういったせっかくの申し出があったわけですので、解体費だけ町の方で見ただけであれば無償でよろし

いですよという、そういったご厚意でございますので、ありがたく今回受けたということでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、11番桑谷議員。

○11番(桑谷 覺議員) 今、野村議員が言いました軟石の石、美瑛町でどこの山で採石したか分かりますか。石山か、いろいろなものありますから。そして、これはどこに保管して置いておくのか。それだけ2点。どこの山で採れたか、保管場所とか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) 採石場所についてですが、正直はっきりしたことは言えないのですが、たぶん石山でないかというところなんです。あと、保管場所についてですけど、今、28年度予算の要望でちょっとまた上げさせていただいているのですが、資材庫をもう一棟建てたいというところで、その資材庫が建つてですね、そこにですね建設資材等をまとめて三線の倉庫のやつを持っていきたいというふうに思っているところなんですけど、その3線の倉庫がまだ物があるものですから、三線の外にですね保管したいというふうに思っております。以上です。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。8款、2項、2目、52頁の工事請負費について伺います。その中で、美沢17線道路改良舗装事業、これは2187万1千円の減額ですけども、この工事は完了してると理解してよろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) この工事につきましては、完了はしておりません。まだ次年度以降も引き続き工事を予定しております。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、10番穂積議員。

○10番(穂積 力議員) はい、10番。中富良野から寄贈される予定の山石の件なんですけど、私は貴重な石だということは理解しているわけなんですけど、今あんまり知っている人いないかなと思うんですけど、昔成澤議員が一生懸命頑張ってたので、私もすっかり石の知識が得たわけです。保管場所、貴重なやつを保管するのは野ざらしっちゃうかブルーシートで保管

するような、同じ轍をまた踏むようなことにならないように、やはり最初から屋根のかかったところで大事な物であるからこそ貯蔵するべきっていう考えで、私は質したいんですけどね。以前、その貴重な石を保管場所に誤って、結局風化してしまって使い物にならなくなったちゅう、当時、一所懸命成澤議員が、生きてる頃頑張ってたんですけど、機会あるごとに。町長ご存じのように。ぜひね、屋根のかかる所に保存するという考えは最初から持つべきと思うんですけど、どうですか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) すいません、ちょっと説明不足だったところがあるかなと思います。資材庫が完成した次第にですね、3線の倉庫の中のものをですね資材庫の方に移す予定であります。その3線の倉庫がですね空いた後にですね、3線の横に置いといた軟石をですね3線の中に、屋根のある倉庫の中に移したいという考えであります。今ですね、中富良野農協さんが6月までには解体してほしいという要望があるものですから、それまでに解体することによって置き場所が確保できないということもありまして、3線の倉庫に近い3線の横の空き地に仮置きをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、10番穂積議員。

○10番(穂積 力議員) 私の方が石の扱いを分からないんですけど、長年その石の美瑛軟石の保管についていろいろと知識を与えてもらったので、今の課長がそのことを覚えてるかどうか確認したかったことと、やはり慎重に、聞くところによると水吸ってね、しばれると風化してしまうということで、ブルーシートやなんか掛けてたんでは絶対無理だっていうことで、結局は前回そういうことでかなり駄目になったっていうことも目の当たりにしてるので、同じことを繰り返さないように、ぜひ、慎重に取り扱ってほしいということをあえてここで言っておきます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) はい、慎重に取り扱いさせていただきたいと思います。ブルーシートの件お話されていたんですが、こちらもですね雨風等の関係もありましてブルーシートが必要かなということで、ちょっと見積もり等の業者等にいただいていたんですが、その業者の方もいろいろ軟石に関してはいろいろ知っておられると。私どもより知っているということで、ブルーシートを掛けることによって中に湿気がこもると、湿気がこもることによって軟石が傷むんじゃないかということで、今回予算を組まさせていただいているところは、あえてブルーシートは除いてですね自然な状態で保管すると。軟石は使っていても、壁等に使って

てもですね自然な状態にいるということで同じような状態で保管しまして、3線の倉庫が空いたときには、即入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集の57頁から60頁まで、第10款教育費についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集61頁から64頁まで、第11款公債費及び第12款諸支出金についての質疑を許します。  
ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集19頁から24頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第16款財産収入までについての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集25頁から28頁まで、第17款寄附金から第21款町債までについての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集16頁から18頁まで、第2表繰越明許費及び第3表地方債補正についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集13頁から15頁まで、平成27年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号についての質疑を行います。議案集65頁から70頁まで、平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算の条文、第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号についての質疑を行います。議案集の71頁から76頁まで、平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終了します。

次に、議案第12号についての質疑を行います。議案集は77頁から82頁、平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号についての質疑を行います。議案集は83頁から88頁まで、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終了します。

次に、議案第14号についての質疑を行います。議案集は89頁から93頁まで、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第14号についての質疑を終了します。

次に、議案第15号についての質疑を行います。議案集は94頁から99頁まで、平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第15号についての質疑を終了します。  
以上で、議案第9号から議案第15号までの7案件に対しての質疑を終わります。  
これから討論を行います。

議案第9号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。  
次に、議案第10号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。  
次に、議案第11号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。  
次に、議案第12号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。  
次に、議案第13号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで、議案第13号についての討論を終わります。  
次に、議案第14号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで議案第14号についての討論を終わります。  
次に、議案第15号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第15号についての討論を終わります。

これから、日程第16、議案第9号の件を採決します。議案第9号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次、日程第17、議案第10号の件を採決します。議案第10号、平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)



はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次、日程第18、議案第11号の件を採決します。議案第11号、平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次、日程第19、議案第12号の件を採決します。議案第12号、平成27年度美瑛町白金源泉事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次、日程第20、議案第13号の件を採決します。議案第13号、平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第14号の件を採決します。議案第14号、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第15号の件を採決します。議案第15号、平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱田洋一議員） 15時40分まで休憩します。

休憩宣告（午後 3時28分）

再開宣告（午後 3時40分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に引き続いて会議を再開します。

副町長と、保健福祉の課長がですね、振興局の方で4時30分から会議ということで、会議ということで、伸ばしてもらっているというような状況でしたので、この場をですね、今日は途中で退席ということでご理解をお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 日程第 2 3、議案第 2 6 号、美瑛町まちづくり総合計画の策定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木政策調整課長。

（政策調整課長 鈴木 貴久君 登壇）

○政策調整課長（鈴木貴久君） 議案第 2 6 号の美瑛町まちづくり総合計画の策定についての提案理由についてご説明申し上げます。議案集は 1 0 2 頁になります。美瑛町まちづくり総合計画は、本町が今後 1 0 年間に進むべき方向性とそれに向けて実施すべき施策を体系付けるもので、まちづくりの構想や計画の最上位計画となります。現計画が本年、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとなっており終了することから、新しく今後平成 2 8 年度から平成 3 7 年度までの 1 0 年間の美瑛町まちづくり総合計画を定めたく議会の議決をお願いするものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後、資料により内容の説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、お手元に本日配付してございます美瑛町まちづくり総合計画の資料、両面の 2 頁でございます。それと、別冊の第 5 次まちづくり総合計画に基づきご説明申し上げますのでご覧いただきたいと思っております。まず、両面の資料でございます。1 のまちづくり総合計画につきましては、本計画は美瑛町が進むべき方向性とその実現に向けた各分野における施策について体系付けるもので、本町が策定するあらゆる計画などの最上位に位置する今後 1 0 年間の基本構想となります。これまで、4 期 4 0 年にわたりまして策定してまいりました。その時代に応じた将来展望を掲げ、町民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてきております。2 つ目の第 5 次計画策定につきましては、先ほど説明しましたように、現行計画が 2 7 年までを計画期間としていることから、平成 2 8 年度から 1 0 年間を期間とする第 5 次計画の策定を行ったものでございます。策定に当たりましては、現行計画踏まえまして美瑛町を取り巻く環境、それから国内外の情勢等に変化に対応する丘のまちびえいのまちづくりについて掲載しました。本計画より日本で最も美しい村づくりや十勝岳ジオパークの特質した協働するまちづくりについても記載してございます。なお、記載内容につきましては、庁舎内で現計画の評価、それから時代との変化に対応した計画となるよう、何回、数回にわたりまして検討してまいりました。また、まちづくり委員会、それからまちづくりワークショップにおきまして審議した他、それから町民コメントを実施するなど意見集約を行い、お手元に配付の別冊の計画書となったものでございます。3 の計画の構成でございます。総論、基本構想、基本計画の 3 部構成となって

ございます。第1部の総論におきましては、本計画策定の趣旨と性格について述べてございます。第2部の基本構想においては、まちづくりの視点とまちの将来像、施策の方向性について示してございます。それから、第3部の基本計画においては、各分野ごとの現状と課題、基本目標と基本施策について記載してございます。次の頁をめくりいただきます。合わせて、別冊の第5次まちづくり総合計画の内容と照らし合わせながら、計画書の概要についてご説明申し上げたいと思います。計画書の該当部分も合わせてご覧願います。先に、1月に議員協議会におきましてご説明してございます。その中から大きな変更はございませんけれども、内部協議によりまして学校教育関係につきまして若干変更になった部分がございますので、合わせてその中についてご説明させていただきます。まず、別冊書の計画書につきましては、表紙、めくりまして、それぞれ挨拶、目次の順となっております。1頁から5頁まで、これが第1部の総論となっております。3頁目には計画策定の趣旨、めくりまして4頁目には計画の性格、5頁目には計画の構成と期間となり、基本的事項について記載してございます。次に、7頁からになります。第2部基本構想となります。9頁から10頁につきましては、まちづくりの視点といたしまして、日本で最も美しい村づくりから次の頁10頁、5つほどまでなっておりますけれども、情報発信体系の強化からなる5つの項目から記載してございます。次に11頁には、13頁になりますけれども、将来像として11頁にはまちの将来像、豊かな自然と個性あふれる文化が輝く丘のまちびえいとし、将来展望について記述してございます。12頁には将来人口とコミュニティを記載し、10年後の2025年はもちろんのこと、別に策定してございます美瑛町人口ビジョンとの整合性を図るべく、2040年までの将来人口の推計値を記載してございます。13頁には土地利用の方向を記載してございます。次に14頁から15頁にかけては、分野別の施策の方向としてまちづくりを5つの分野に分類し、1つ目、足腰の強い産業づくりから、次の頁の5、みんなで歩むまちづくりまでの分類に基づき、概要を述べて以降、17頁から121頁までを第3部基本計画として記載してございます。それでは、飛びまして19頁をお開き願います。19頁からは、足腰の強い産業づくりといたしまして42頁まで記載してございます。農業、林業、商工業、観光業についてそれぞれの現状と課題、基本目標、基本施策を記載してございます。めくりまして32頁の4、観光業でございます。これまでも本町のまちづくりの柱となっている観光を重要な項目と位置付けまして、細分化し、観光の振興、祭り、イベント、移住定住、白金エリア構想などを小分類にして記述し、本町を支える各産業の振興の今後の展開などについて記載してございます。次に43頁になります。43頁から60頁につきましては、ともに支え合うまちづくりといたしまして、地域福祉、保健、医療、社会保障など、それぞれの種別ごとに現状と課題、基本目標、基本施策を記載してございます。町民一人ひとりが安心した生活を送ることができるよう、地域福祉、医療の創造について記載し、分かりやすくそれぞれの種別ごとに細分化して記載してございます。次に6

1 頁になります。6 1 頁から 7 7 頁にかけては、まちを動かす人づくりとして、学校教育、幼児教育、生涯学習などの分野ごとに記述し、特に生涯学習では細分化し、芸術、文化、図書館に加え、新しくできる郷土学館などを特記し、それぞれの種別ごとの現状と課題、基本目標、基本施策を記載しました。1 月の議員協議会で一度説明してございますが、その中で先ほど冒頭に申しあげました学校教育につきまして、内部で改めて総括して協議を行った結果、学校、地域、それから家庭の三者の一層の連携と、本町の地域資源を生かした教育と地域社会が連携して一体となった新しい体制づくりなどの視点を記載内容に盛り込むべきことから、一部内容を変更してございます。修正箇所の説明をかいつままで申し上げますが、別冊計画書の 6 1 頁になります。学校教育でございます。現状と課題の中身でございます。学校教育の現状と課題では、少子高齢化の急速な進行や、それから生活様式の変化により、生活体験の機会の減少を背景といたしまして、子どもたちを取り巻く環境は変化していること。それから、これら環境に対応するため、学校、地域、家庭がより一層連携し、協働し、社会全体で子どもたちの教育に取り組む体制づくりが求められ、その推進と本町の地域資源を生かした教育活動を通して、地域社会が連携する新しい体制づくりが求められていること。これらを記述し、現状と課題を修正してございます。それに伴いまして、次の頁の 6 2 頁、6 3 頁までの基本施策の内容を一部修正してございますが、大きく変更してございません。この基本施策の内容の説明は省略させていただきます。また、6 4 頁、6 5 頁につきましては、それぞれ小規模校における特色ある取り組み、教育環境整備について記載してございます。こちらについても文言の修正を若干行った程度で、大きな変更をしてございません。また、6 7 頁に入ります。こちらの幼児教育におきましては、当初基本施策に 2 つ目に、今現在 1 つしか記述されてございませんが、当初、私立幼稚園の支援についてを記載してございました。先の 4 6 頁の所にあるんですけども、そちらの中にもともに支え合うまちづくりの中に、児童福祉、それから総合的な子育て相談体制の構築といった中でございますので、この基本施策の項目の中に踏襲されているということから、私立幼稚園への支援項目を削除し、基本施策がこの学校との連携促進といった 1 項目としてございます。次に 7 8 頁に移ります。7 8 頁から 1 0 7 頁までは、安全、安心なまちづくりといたしまして、都市計画、水道、衛生、防災、消防、救急、交通、防犯、新エネルギーなど、それぞれの種別ごとの現状と課題、基本目標、基本施策等を記載してございます。町民の皆さまの安全、安心を願い、本町で生活していく上で必要な社会資本やライフラインの維持整備、防災、防犯、交通体系の確保などについて記載してございます。次に 1 0 8 頁に飛びます。1 0 8 頁から 1 2 1 頁までには、みんなで歩むまちづくりといたしまして、町民参加、協働、情報化、行政、財政について、それぞれの種別ごとの現状と課題、基本目標、基本施策を記載してございます。町民参加、協働では、町民の皆さまがそれぞれまちづくり活動への参加を促し、美しい村づくり、十勝岳ジオパーク、景観づくりなどを細分化して記載し、郷土愛を高め、深

め、町民一人ひとりが本町の魅力あるまちづくりに貢献していただき、いつまでも美瑛町を後生に残していくために協働して歩むことを記載しました。最後に123頁になります。123頁から137頁までは資料編といたしまして、計画の策定の経過、まちづくり委員会委員一覧、それからまちづくりアンケートの結果の概要、最後に用語解説を記載してございます。なお、1月15日から2月14日までの一か月間、条例に基づきまして、町民に向け、パブリックコメントを実施してございます。その結果、個人の方1名から意見提出があり、2月19日にホームページに早速回答してございます。以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。私は、3の1、足腰の強い産業づくりについて伺います。その中の農業ですね。21頁にはですね、中ほどに1の2として畑作の推進というのがございます。その中で土づくりを基本にスケールメリットを生かした畑作農業を推進しますと、こうなっていますけども、この土づくりは、私は農業の基本中の基本と認識しております。農家さんもそういう認識だと思います。今までですね、有機栽培ということについては実際的にはあまり目を向けられなく、実績も非常に乏しかったと思います。農薬、化学肥料に本州ほどではありませんけども、頼ってきたという経緯があります。したがってですね、その化学肥料に頼ってきたという理由が、やはりそれなりにあるわけです。それはですね裏返して言えば、土づくりが脆弱になっていると。土の地力が脆弱になってきたと。そのための裏返し、化学肥料の増量につながっていると私は認識しております。そこで伺いますけども、畜産の飼料、廃棄物の堆肥化、これの運用についてはですね非常にメリットがありますけども、やっぱりこれは量が限られております。そこで、町では緑肥作物に対する補助金を、さまざまな種類の補助金を、種に対するですね補助金をやってきたと聞いておりますけども、これを一層進めるためにですね支援が必要ではないかなと思います。この緑肥作物についての推進、これをどのようにお考えでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、大西農林課長。

○農林課長（大西能正君） はい、ご質問の内容につきましては、緑肥に対する支援をどのように考えているのかということによろしいでしょうか。現在、中山間地域の直接支払い交付金の5割の中で農業振興事業としまして、その中で土づくりとしまして緑肥事業、それから堆肥の運搬費助成ですとか、そういったものを取り組んでおります。緑肥につきましても、ちょっと

年数はちょっと押さえておりませんが、中山間が始まってしばらくしてからですから、もう10年以上前から緑肥の種の助成をやってきておりますし、耕畜連携の中での堆肥づくりってというのは、組合を作ってですね、美瑛町全域に広がってきておりますけれども、連携をした中ですね堆肥盤の造成をしながら地域で堆肥を使えるようなシステムを作って、皆さん堆肥を利用して土づくりをしているといったところがございます。それから、そういった地域に酪農家の方々がいらっしゃらない所につきましては、そういったところから運ぶための運搬助成とかをやってきておりますし、今後もこの緑肥につきましては、どんどん農家の方々に活用していただきたいということで、中山間地域の農業振興費の中でお金を見ていくというふうに計画をしております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。私は、美瑛に越して来る前は神奈川県の中あたりの都市に住んでいたんですけども、その中で親戚にはですね農業やってる方も何軒かおりました。彼らのお茶飲み話といえば、決まってやっぱり地力をどのようにしていくかという、これはもう大部分なんですね。やっぱり面積の小さい所で、いかに病気にかからず収量を上げるか。うまい野菜を作っていくかってこと、話の中心はそこなんですね。北海道の場合ですね広大な面積がありますから、そして開拓当初からもう70年近くなるわけですけども、開拓当初は黒土がこれだけだとか、この厚さですね。このくらいあったとか、いろいろさまざまですけども。やはり100歳で亡くなった方のお話を聞きますと、少々冷害でもうまい野菜は採れたって言うんですね。私も、仕事の中で土壌に対する力を利用した水の処理を行っていました。結局は、この土壌の顕微鏡写真を見るわけですよ。土壌を水に溶かして、それを顕微鏡する、写真見るんですけどね、顕微鏡観察します。そうすると、土がどの程度の活力があるかというのが一発で分かるんですね。こういった藤野にある町の施設ですか。農業研究所なんですか。農業支援施設がありますね。そこではそういった顕微鏡による判定というのはされているんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、大西農林課長。

○農林課長(大西能正君) はい、藤野にあります農業研修施設のみのりと言いますけれども、そこに土壌診断室を設けておまして、そこで科学的な分析ができるようになっておりますので、かなり専門的なところまでできるようになっております。それを利用して普及所の普及員ですとか、農協の専門の職員からですね、肥料ですとか、そういった物の配合ですとか、そういったものについての指導を受けられるようにシステム化しております。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 中村議員さんもいろんな経験を持たれて、今、土づくりのことで農業との関連性のお話をいただいて、拝聴するところ多いなということでお話を伺っております。実はですね、美瑛町はこの近隣の中でですね土づくりにお金を掛けているという、その掛け方が他の町村とは飛び抜けているという、そういう評価をいただきながら今まで取り組みを進めています。中山間事業についても全体では2億4千万円ほどの事業ということで、国が半分、それから町村が4分の1、道が4分の1というようなことで取り組んでいるわけでありまして、これも、これに農協さんの事業等も加え、私どもの単独事業も加えて、そして事業を大きな形で広げて、そこにしっかりと土づくりをメインテーマにしています。これは美瑛町の農業の基盤として、基本として変えることなく進めていこうということで、実は私の方からも土壌調査の部分について、なかなか地域地域で行われない部分とか、そういうばらつきが見られたものから、美瑛町全体で1回りできるような対策ですとか、それから農家の耕畜連携というような畜産物の土壌、有効な活用というようなこと、土壌を豊富にする、豊かにする活用というような部分についても支援策を打ち、町でも今、汚泥の処理化ということで、こういった部分も活用できるものは活用していきたいということで、非常に前向きに取り組んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。ただ、私も九州の方なんかの綾町なんかの有機栽培というような形も見てますし、一方ではいろんな大規模な農業の部分も検討して、美瑛町の農業がどうあるべきかという部分については一応の方向性を持ってやっています。美瑛町の農業についてはですね、有機の部分については基礎体力であるべきだというふうに思っています。基礎体力でしっかりと土壌を確保して、その上に化学肥料等の適正な散布をし、土壌診断により適正な土壌の状況を保ちながら健全な農産物を育てていくと。土地の利用型の農業にとって重要な案件だというふうに思っていますし、この方向については農協さんとの協議についても、私の方からもこんな考えをしているというふうに話をさせていただいています。本州の小さな面積を有機化するということと、我々のような大きな土地面積を持っている部分を、土壌をどう維持しながら良い農作物を進めていくか、農業を振興させていくか、これからもいろんな課題にぶつかりながらというふうに思っていますけれども、美瑛町においては天候が非常に変わりやすい天候でありながらも生産性、特に干ばつに強いとかですね、そういった部分については、土づくりの成果だというふうに思っています。化学肥料の部分が、いろいろ消費者の方ですとか、いろんなことがあるんですけども、私は化学肥料というのが、私は必要な栄養素だというふうには美瑛町農業において位置付けていますので、そういった部分、農家の方々といろいろと協議をしながら、美瑛町農業が今後も健全な農業としてできるように、消費者の方々に支持されるようなおいしい農作物ができるような、そういうものと目指して取り組んでいきたいというふうにご考えているところであります。そういった部分については、中山間事業関係機関と了解しな

がら、協議しながら進めているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第26号の件を採決します。議案第26号、美瑛町まちづくり総合計画の策定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第38号 町道路線の廃止について

日程第25 議案第39号 町道路線の認定について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第24、議案第38号、町道路線の廃止についての件及び日程第25、議案第39号、町道路線の認定についての件を一括議題とします。まず、議案第38号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、三田村建設水道課長。

（建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇）

○建設水道課長（三田村尚樹君） 議案第38号の町道路線の廃止についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては106頁になります。箇所図は資料の町道の認定及び廃止箇所図をご覧ください。町道路線の廃止を提案しています町道美園村山線は道道美馬牛神楽線を起点とし、町道美田美瑛線を終点とする路線であります。議案第39号にて町道路線の認定についてを提案させていただいておりますので、前段で町道路線の廃止を提案するものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案38号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） はい、それでは議案第39号についてお願いします。

（「はい」の声）

○建設水道課長（三田村尚樹君） 続きまして、議案第39号の町道路線の認定についての提案



理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては107頁になります。箇所図は、先ほどの資料町道の認定及び廃止箇所図をご覧ください。町道路線の認定を提案しています町道美園村山線は議案第38号にて町道路線の廃止の提案をした路線を含め、旧デッカ敷地を通り抜け町道村山美田線と接合するものです。起点は、議案第38号で町道路線の廃止を提案させていただきました道道美馬牛神楽線と変わらず、終点を町道美田美瑛線から町道村山美田線に変更するものであります。今回、町道路線の認定をお願いする道路は映画のロケ地にも接しており、農作業また観光ルートといたしまして道路の充実を図るために町道の認定をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（濱田洋一議員）** これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。まず、議案第38号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認め、議案第38号についての質疑を終わります。

次に、議案第39号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

**○9番（角和浩幸議員）** はい、9番角和でございます。町道の認定についてでございます。ご説明によりますと、現在の美園村山線を延長するって言いますか、方向を変えまして旧デッカ跡地の中を通過して村山美田線までを町道とするという提案と理解しております。先ほど来からも議論ございましたけれども、デッカの中につきましては東京の企業による活用がただ今検討されているところでございます。デッカのあの土地を企業との間でどのように貸し借りするかについては、これからの話だと思っておりますけれども、いずれにしても企業がデッカの跡地を利用すると。そして、そこで収益事業を行うという場合、その事業に使われる道路については、単純に考えればその事業者が自分で設置をするということが考えられる次第でございます。その部分につきまして、今回、町道での認定という提案でございます。町道で認定することの公共性あるいは公益性について、いかがお考えであるかお尋ねいたします。

(「はい」の声)

**○議長（濱田洋一議員）** はい、三田村建設水道課長。

**○建設水道課長（三田村尚樹君）** 町道にすることによっての公共性というご質問だと思いますが、町道を認定し、町道を施工することによってですね、農家の方のルートだとか、観光客の

ルートだとか、いろんな選択肢ができるかなというふうに考えております。そうすることによって、整備することによりまして、また美瑛町の町道の充実がより一層図られるものというふうに考えております。また、町道の認定をすることによりまして、今後ですけれどもまた事業の展開も、交付金なり、辺地債なり、いろいろな事業、そういう起債などを使うこともできるということもありまして、町道の認定をお願いするものであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 今回の道路の延長、廃止と認定につきましては、このデッカの所に映画の跡地がありますので、これを業者側に袋地のようなことにはなりませんので、そこに町の土地も歴然と残しますので、そういった部分からすると、町道の認定をしながらアクセスできるような形にするのが良いだろうということで、土地の利用の部分については町側で道路を確保することによって権利を持っていけるということの内容であります。それとですね、やはりこの企業が地域の中で活動する上で、今議員がご指摘がありました、取り付け道路程度のメートル数のものでしたら非常に対応できるんですけども、これだけの我々が町の誘致もあるところに道路を付けながらやらなきゃならんというときに、企業が町有地のところまで道路を付けて責任を持つということにはなりませんので、この部分については、この土地の状況等を考えて町道の認定を延長するということが正解だろうということと判断をいたします。それともう一つは、やはり町の部分でこの道路を維持する上でも町道認定をしながら、交付税の対象となる道路管理、そしてまた道路の事業をする上では補助なり、起債等の有利なものを使えるような、そういう対応する方が有利だということで、今回の認定に提案をさせていただくものであります。よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、1点だけです。逆のことを言うようなんですけども、町道となりますと、デッカの周辺の畑というのは割と入り口が少なくてですね、もし町道で造っていただけなのであれば、トラクターでそこを通過してデッカへの出入りができるという可能性も別な面では広がってくるわけでございます。そうなった場合にですね、この企業が自分のところの営業上、営利活動をしているのに町道ですから当然、町民は入れるわけでございます。そこで、町民との間でのトラブルとまでは申しませんが混雑、あるいは何らか心配的なことが起きるかどうかなということも懸念されております。そのあたりについても、企業側というのは認識というのは持っていらっしゃるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、鈴木政策調整課長。

○政策調整課長（鈴木貴久君） 当然、町道認定で一般の町民の方、それから観光客の方も町道を通る、利用するわけでございます。こちらにつきましては、町の方で道路については、企業側に町道として町の方で道路を造るということを伝えてございますので、こちらにつきましては企業に対しまして、こういうことで町民の皆さんも使いますよということは、お伝えしてまいってご理解をいただきたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 延長の部分が非常に長く出ていますけれども、今のところここ全部をですね開放するという考え方は、細い道路があるんですけども今までどおりに使ってますね、そして通り抜け等もあまりできないような状況になっていくと思いますので、企業の方もその辺は理解しながら、また通る方々にも注意喚起をしながら、地元の方にもお話をさせていただいて、今後この道路の運用を進めていきたいと思っておりますので、全線、全部工事をやるということではございませんので、国の予算とか起債の部分で町に財政負担が掛からないような形で整備していきたいということ。それから将来性で、今後こういう部分について道路の改良等が必要になればできるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認め、議案第39号の質疑を終わります。

議案第38号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第38号についての討論を終わります。

次に、議案第39号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

はい、討論なしと認めます。これで議案第39号についての討論を終わります。

これから日程第24、議案第38号の件を採決します。議案第38号、町道路線の廃止についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第38号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第25、議案第39号の件を採決します。議案第39号、町道路線の認定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第39号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 報告第1号 専決処分について

---

○議長（濱田洋一議員） 日程第26、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、今瀧文化スポーツ推進室長。

（文化スポーツ推進室長 今瀧 毅君 登壇）

○文化スポーツ推進室長（今瀧 毅君） 報告第1号、専決処分についての内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては108頁になります。地域資源活用交流施設建設工事、郷土資料館の建設工事になりますが、5月22日に入札を執行し、平成27年第4回美瑛町議会臨時会におきまして議決をいただいたところでございます。今般の工事におきまして、概数として発注しておりました杭工事における杭の打ち込みの長さが確定し、34万5600円の減額となったことから、平成28年2月8日に専決させていただき報告するものでございます。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

以上で報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。この杭の打ち込みの長さと言いますと、杭は1本ではないと思うんですけども、詳細はどのようになっていますか。杭の長さが全て短くなったという意味でしょうか。それとも、何本かが短くなったという意味でしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、今瀧文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（今瀧 毅君） ただ今の中村議員のご質問に対して、ご答弁を申し上げます。杭の長さにつきましては、実施設計の際、支持地盤までの長さが3メートル以内ということで調査を終えております。発注の際、既製の杭を使用したのは3メートルの杭を使用しております、全ての杭199本がこの工事の中で打たれておりますが、全ての杭が3メートル以内、全て支持基盤に到達しているということで、全ての杭が3メートル以内の杭の長さ、打ち込みの長さというようなことで、減額の契約金額というふうになってございます。以上

です。

○議長（濱田洋一議員） はい、他にありますか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

#### 散会宣告

---

○議長（濱田洋一議員） 本日は、以上で本日は全部終了しました。本日はこれにて散会をします。ありがとうございました。

午後 4時23分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成28年5月31日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 佐藤 晴観

議員 大坪 正明